

近世初期上武幕領における伊奈氏の

年貢徵収政策とその後の変遷(一)

小澤正弘

- 一、はじめに
- 二、上野国緑野郡の場合
- (一) 第一期永高高辻の年貢割付状(慶長四年～寛文六年)
- 1、永高表記(慶長四年～寛文五年)
- (1) 第一期A型＝永高損免法
- (2) 第一期B型＝永高損免法(高外納方式)
- (3) 第一期C型＝永高損免法(浮役臨時方式)
- 2、永高石高併記(寛文六年のみ)
- (1) 第一期C型＝永高損免法(浮役臨時方式)
- 3、永高高辻
- (二) 第二期石高高辻の年貢割付状(寛文七年以後)
- 1、石高永高併記(寛文七年～元禄十四年)
- (1) 第二期A型＝石高厘取法(永高損免法併用方式)
- (2) 第二期B型＝石高厘取法(諸引石高方式)
- 2、石高表記(元禄十五年以後断続的に)
- (三) 年貢物の実態
- 1、第一期永高高辻の年貢請取状
- 2、第二期石高高辻の年貢請取状
- (四) 年貢量の推移
- 1、第一段階[第一期前期(慶長四年～寛永十三年)]
- 2、第二段階[第一期後期(寛永十四年～寛文六年)]
- 3、第三段階[第二期(寛文七年～正徳二年頃)]
- 4、年貢の未進と減免願
- (五) まとめ
- 三、武藏国秩父郡の場合(以下次号)
- 四、おわりに

一、はじめに

天正十八年（一五九〇）八月後北条氏に代つて関東の新領主とな

った徳川家康は、幕府草創期に伊奈忠次・大久保長安・彦坂元正・長谷川長綱の四人の代官頭を配置して新領国の在地支配に努めた。特に伊奈氏の代々は、初代忠次が徳川家康の厚い信頼を受けて以来、

検地の施行、新田開発の奨励、河川の改修、用排水路の開削等に当たり、徳川領・幕府領の在地支配の確立に大きな役割を担い、正保期（一六四四～四七）の忠治時代から元禄期（一六八八～一七〇三）の忠順時代には、武藏国を中心に関東筋の幕領約一〇〇万石の内の二五万石前後に及ぶ極めて広大な代官支配地を治めていた。この伊

奈代官支配地は他の代官支配地と比べて群を抜くもので、その在地支配は徳川氏・幕府支配を支える要であった。筆者は先きに武藏国東部沖積低地の水田地帯について「新田開発期における伊奈氏の年貢徵収政策」^①を発表したが、本稿では、上野武藏両国境山間部の代官支配地において伊奈氏がいかに年貢を徵収して徳川氏・幕府の財政的基礎を築いたか、その実態を伊奈氏の發給した年貢割付状や年貢請取状・検地帳等を通して解明したいと思う。

徳川氏の関東入国以後の徵租法について、川鍋定男氏^②は、永高を基準にした永高法、石高を基準にした厘取法、反別を基準にした反取法という三方法が実施されたとして、それぞれの徵租法と検地との関係を明らかにされているが、これらはいづれも近世初期（慶長

期）に伊奈忠次によって実施されたもので、伊奈氏がいかに多様な方法で、それぞれの地域の歴史的地理的条件を踏まえて、年貢を徵収していたかを示すものである。

本稿はこの徳川氏・幕府代官頭伊奈氏の多様な年貢徵収法の中から課題を限定して、特に上野国緑野郡と武藏国秩父郡の山間部直轄地で行われた永高制年貢について検討したいと思う。

この地域における永高制の検地や年貢については、すでに大館右喜、山田武磨、和泉清司、児玉典久、川鍋定男、高見沢保、佐藤孝之の先学諸氏^③の優れた研究があるので、これらの研究に学びつつ、なお必ずしも明らかでない代官頭伊奈氏代々によるこの地域における永高制下の年貢徵収政策と後継代官によるその後の変遷の実態を明確にして、近世初期から前期にかけての幕領支配に関する研究を深める一助にしたいと思う。

一、上野国緑野郡の場合

(一) 第一期永高高辻の年貢割付状

本稿で取り扱う緑野郡の村々は譲原村を中心とした三波川村（ともに群馬県多野郡鬼石町）、下山村（同郡万場町）等である。譲原村等三村の年貢割付状は高辻の表記方法と年貢徵収法に着目して分類すると、次のようになる。

まず、高辻の表記方法からみると、永高を基準にするものと、石

高を基準にするものとがあるので、永高高辻を用いる期間を第一期

(慶長四年～寛文六年)、石高高辻を用いる期間を第二期 (寛文七年以後)

に区分する。さらに第一期の永高高辻の年貢割付状は高辻を、1永高だけで表記するもの (慶長四年～寛文五年) と、2永高に石高を併記するもの (寛文六年のみ) の二つに分類することができ、第二期の石高高辻の年貢割付状は、1石高に永高を併記するもの (寛文七年～元禄十四年) と、2石高だけで表記するもの (元禄十五年以後断続的に) との二つに分類することができる。

次に、年貢徵収法からみると、第一期の年貢割付状は永高高辻から損免引を行うことに特徴があるので永高損免法 (慶長四年～寛文六年) と呼び、さらにこの内をA型=永高損免法 (慶長四年～寛文二年)、B型=永高損免法 (高外納方式) (寛永十四年～寛文元年、断続的)、C型=永高損免法 (浮役臨時方式) (寛文四年～同六年) に小分類し、第二期の年貢割付状は石高高辻に年貢率を掛けることに特徴があるので石高厘取法と呼び、さらにこの内をA型=石高厘取法 (永高損免法併用方式) (譲原村寛文七年～元禄七年、三波川村・下山村寛文七年～元禄三年)、B型=石高厘取法 (諸引石高方式) (譲原村元禄八年以後、三波川村・下山村元禄四年以後)、C型=一石当取、永法 (諸引石高方式) (三波川村元禄五年～同九年) に小分類することができる。以上の分類に従つて順次説明することとする。

1、永高表記(慶長四年(一五九九)～寛文五年(一六〇五))

(1) 第一期A型=永高損免法 (慶長四年～寛文二年)

徳川家康の関東入国後、代官頭伊奈備前守忠次が上野国緑野郡の村々に発給した永高基準の年貢割付状で現存する最古のものは慶長四年(一五九九)十月三日付の譲原村や三波川村宛のものである。忠次はこれ以後毎年年貢割付状を発給しているが、これらは今のところ単に永高基準の年貢割付状としてだけでなく、忠次が入国後徳川氏の新領国に発給した多様な年貢割付状の中でも最古のものである。

史料1 慶長四年譲原村年貢割付状^⑤

亥年可納御成ヶ之事

一、五拾四貫四百廿八文

高辻

此内九貫七十一文

免式引

残四拾五貫三百五十七文

當納

右來十一月中ニ可有皆済也、於無沙汰者以譴責催促可申者也、
仍如件

亥十月三日

伊備前守 (花押) (黒印)

譲原名主

百姓中

これは譲原村宛のものである。最初に村の高辻が五四貫四二八文と永高で表記され、この内から九貫七二文の損免一つ(二割)引を行つた残り、四五貫三五七文が慶長四亥年の納高、年貢高といふこと

とである。このように村の高辻が永高だけで表記されている年貢割付状は表1ア譲原村、イ三波川村、ウ下山村の年貢割付状でみると、慶長四年（一五九九）の伊奈忠次のものから寛文五年（一六六五）の伊奈左門のものまでなので、この期間を第一期の1と分類することとする。また、この年貢徵収法は永高高辻—損免引＝残（当納）という計算式になるので、これを第一期A型と分類することとする。

高辻 この年貢割付状に用いられている「高辻」については、後に立項の上詳述するが、結論を先に述べれば、この五四貫四二八文という永高高辻は慶長三年（一五九八）に伊奈忠次が実施した譲原村の永高検地の畠屋敷の合計永高で、生産高ではなく、年貢賦課の基準高である。

損免引 第一期の年貢割付状を特色付けるものとして損免引がある。損免引は「免式つ引」とか、「損免壹ツ四分引」「畠免ニ引」「免ニ引」と記されている。「免式つ引」とは損免として年貢を二ツ（二割・二〇%）免除する意味である。表1ア・イ・ウによれば、損免引は譲原村等三村を合わせてみると、慶長四年（一五九九）の伊奈忠次の年貢割付状から寛永十三年（一六三六）の伊奈家手代代官大河内金兵衛のものまでの間は毎年実施されているが、寛永十四年に第一期B型の年貢割付状が現れた後は断続的になり、第二期寛文十年（一六七〇）の伊奈左門のものまでにみられるものである。

損免率は慶長四年から寛永十三年までの間は毎年記載されているが、年により村により一定したものではない。三村についてみると、

二村までは一致する年はあるが、三村とも一致している年はない。損免率は譲原村では最高が慶長四年の二ツ、最低が寛永元年の一分、三波川村では最高が慶長十年の三ツ五分、最低が慶長九年の七分、下山村では最高が寛永九年の三ツ二分、最低が慶長十六年の六分であった。概して慶長期の前半、伊奈忠次時代の損免率が高率であったが、伊奈家手代代官成瀬權左衛門・大河内孫十郎・大河内金兵衛の元和・寛永期の前半は低く、寛永期後半から万治年間の伊奈忠治忠克時代にまた高くなる傾向にあった。

損免引⁽²⁾とは何か、若干検討することとする。損免引は一般的には風水害や干害・虫害等の自然災害によって農作物が被害を受けた田畠がある場合、領主がその年貢の徵収を減免することである。しかし、三村の年貢割付状をみると損免引とは別に、「田方損ニ引」「田方付荒ニ引」「丑ノ川欠引」「水押ニ引」等の自然災害や、「河成引」「道成引」等の普請を原因とする引高（これらを諸引と呼ぶ）によって年貢の一部を免除している場合がある。先学諸氏は従来こういった諸引と損免引とを一緒に考えてこられたが、ここでは性格の異なるものとして区別して考えることが必要ではないかと思う。

というのは、三村の年貢割付状を合わせてみると、代官頭伊奈忠次とその手代代官によって慶長四年（一五九九）から寛永十三年（一六三六）までの三十八年間は毎年欠くことなく損免引が行われており、災害による減免とだけ理解するのは不自然だからである。また、後述する通り損免率から年貢高を算出するA型の基本計算式において

ても損免率と諸引は全く別のものとして扱われているからである。

諸引は自然災害や普請等のために農作物の生産を伴わないがために年貢を免除されるのに対し、損免引は諸引と区別して生産がありながら領主の裁量でその一部を村方の取り分として免除しているらしいのである。秩父郡横瀬郷宛の天正二十年(一五九二)の年貢請取状⁽⁹⁾では伊奈家臣三輪忠左衛門等が加藤雅楽之助等三人の肝前衆の名前に「苗字」を付け、その次に「御百姓中」と百姓に「御」の字を付けて宛名を書く程の気遣いを見せていることと合わせて考えれば、毎年損免引によつて百姓の取分を若干認めるることは、後北条氏に代つて新領主となつた徳川氏がいかに民心を掌握して領国支配を安定させようとしたかを示すものと考えられるのではないかと思う。つまり、損免引は徳川氏の領国支配を確立するための百姓懐柔策の一環であったのではないかということである。

その後、寛永十四年(一六三七)に高外納が初めて賦課され、年貢徵収法が第一期B型=永高損免法(高外納方式)が現れると、高外納の賦課された年には損免引は行われず断続的になり、やがて寛文十年を最後に廃止されている。このことは、徳川氏の将軍政治と代官による在地支配の確立を反映して、寛永期に入ると先きの百姓懐柔策としての損免引の性格が薄らいできたためと考えられる。⁽¹⁰⁾

損免引は伊奈忠次等の年貢割付状以外では彦坂小刑部元正の検地目録や年貢割付状に用例がみられる。彦坂小刑部の天正十九年(一五九二)五月二十三日付の相模國東郡田名之村(相模原市)宛の「御

繩打取積ル⁽¹¹⁾に「田畠俵都合八百九拾八俵九升壱合八勺六疋、此内損免可引」とあり、田畠屋敷の合計俵高(石高)から損免を引くことを明記している。

また、彦坂小刑部の文禄四年(一五九五)九月一日付の伊豆国君沢郡小海村(沼津市)の「わり付之⁽¹²⁾」には、「引已上八石式升四合九勺 田畠屋敷損免」とあり、高辻一九石六斗三合(田畠屋敷共ニ)一引八石二升四合九勺(田畠屋敷損免)॥残未定納合一石五斗七升八合一勺(御藏入)という形で年貢高を計算している。徳川氏の関東入国後も年貢高を計算している。徳川氏の関東入国後もない時期には伊奈忠次が上武の永高高辻の村々に対して、彦坂小刑部が豆相の石高高辻の村々に対して損免引を認め、高辻—損免引=残(定納)のように村方百姓に損免引を取分として与える形で年貢高を算定しているのである。

ところで、この期間の譲原村の年貢割付状(表1ア)をみると、永高高辻—損免引=残(当納)というA型の他に次のような形式があつた。一つは慶安元年(一六四八)の永高高辻五四貫四二八文一川欠三三文=残當納五四貫三九五文のように引高が諸引だけのもの(A₂型)と、今一つは元和元年(一六一五)の永高高辻五四貫四二八文一(損免六貫六五六文+田方損二三〇文)=残當納四七貫五四文のように引高に損免引と諸引が共にあるもの(A₃型)である。なおこの他に後述する武藏國秩父郡では、例えば寛永元年(一六二四)の大滝村の年貢割付状のよう、損免引も諸引もなく、永高高辻=当納(年貢高)(A型)という形式もある。したがつて、緑野

郡の村々でも今後A₁型の年貢割付状が発見される可能性がある。

内

卅三文

丑之川欠引

A₂・A₃に小分類される四型式があるが、これらは大きくはA型と分類することとする。なぜなら、この四型式は別個のものではなく、次のような共通した一つの計算式にまとめられるからである。

A型の基本計算式 $\frac{\text{永高高辻一諸引}}{1 + (1 \times \text{損免率})} = \text{年貢高}$

この年貢の計算式による年貢徵収法を永高損免法と呼ぶこととする。

これは損免引のあるA型の年貢割付状の損免率から年貢高を算出する基本計算式であるが、年貢割付状の表記型式がA₀・A₁・A₂・A₃型と異なるのは、年により損免引や諸引を実施するか否かの相違によつているのであって、年貢徵収法が異なるわけではないのである。ただ、このA型の年貢徵収法＝永高損免法では、永高高辻を越える年貢を賦課することはできなかつたので、それを打破するために考案されたのが次のB型である。

(2) 第一期B型＝永高損免法(高外納方式) (寛永十四年～寛文元年)

この型の年貢割付状は、本途の外に「高ノ外上り」を賦課するもので、大河内金兵衛久綱が寛永十四年(一六三七)霜月十五日付で譲原村や下山村宛に発給したものが初見である。

史料2 寛永十四年譲原村年貢割付状¹⁴⁾

丑之年譲原之郷御年貢可納割付事

高辻

一、永五拾四貫四百式拾八文

卅三文

残五拾四貫三百九拾五文

一、永式貫四百五拾文 高ノ外上り

二口合五拾六貫八百四拾五文 丑之納

已上

右如此相定上者、極月廿日を切急度可致皆済、若其過於無沙汰者、譴責を以可申付者也、仍如件

寛永十四年

丑霜月十五日 大金兵(花押)(黒印)

名主百姓中まいる

これは寛永十四年(一六三七)の譲原村のものであるが、慶長四年(一五九九)以来の永高高辻五四貫四二八文から寛永十四丑年の川欠分三三文を差し引いた残り五四貫三九五文の有高に、「高ノ外上り」(以後「高外納」とする)一貫四五〇文を加えた二口分の合計五六貫八四五文が寛永十四丑年の上納分である。つまり、この年の年貢高は永高高辻一諸引＝残(有高)十高外納＝二口合(当納)

ということであり、これを第一期B型と分類することとする。といふのは、これはA型と対応させてみると、A₂型十高外納＝年貢高といふことである。A₀型十高外納＝年貢高(B₀¹⁵⁾)、A₁型十高外納＝年貢高(B₁型と仮定)、A₃型十高外納＝年貢高(B₃型と仮定)は今のところ緑野郡では見当たらないが一応考えておくこととする、

B_0, B_1, B_2, B_3 型を一括したB型の基本計算式はA型の基本計算式
+高外納=年貢高としてまとめられる。

$$B\text{型の基本計算式} \quad \frac{\text{永高高辻一諸引}}{1 + (1 \times \text{損免率})} + \text{高外納} = \text{年貢高}$$

そこで、これを「永高損免法（高外納方式）」と呼ぶ」ととする。

高ノ外上リ、「高ノ外上リ」は「高ノ外上ル」「高外上ル」「高外納」等と記されている、文字通り本途以外に上納する臨時の年貢である。承応三年（一六五四）の譲原村年貢割付状を見ると、「高外五分上リ」とその賦課率が記されているものもあるので、この年の高外納は残有高五一貫三〇文に五分を掛けて一貫六〇一文と算出されることが分かる。

この高外納のある第一期B型の年貢割付状は寛永十四年（一六三七）の譲原村や下山村宛の大河内金兵衛のものから、寛文元年（一六六二）の下山村宛の伊奈半左衛門忠克のものまでの中間にみられるが、賦課する年は三村とも一致しているようである。しかし、その賦課率は承応三年（一六五四）と明暦二年（一六五六）のように三村とも五分で一致している年もあるが、年により村により必ずしも一定しているわけではない。賦課率は譲原村と下山村では最低三分から最高七分、三波川村では三分から五分であった。

高外納は臨時の増税であるが、今までの史料ではこれが賦課された年には諸引はあっても損免引は行われていない。増税策と減税策とは相容れないためであろう。したがって、川欠や水押等による諸

引が少なければ、高外納の賦課された年は永高高辻を越えた年貢が賦課されることとなつた。表1と表2のア・イ・ウ第一期の通り、高外納のある年の年貢高は三村とも永高高辻を越え、その年貢率（表1は二口合年貢率、表2は本途年貢率のうち〇印を付けたもの）は譲原村と三波川村では最低一〇割から最高一〇割六分、下山村では一〇割二分から一〇割四分となつてゐることが分かる。大河内金兵衛や伊奈忠治、忠克は高外納を賦課することによつて、慶長三年（一五九八）の永高検地に基づく村々の永高高辻を越える年貢の徵収を可能にしたのであり、高外納方式は確実な年貢増徵政策の一環であったといえるのである。

このような年貢増徵政策が可能になつたのは、中央にあつては徳川將軍による江戸幕府の支配権が確立し、地方にあつては秩父郡の場合で後述する寛永二十年（一六四三）正月の秩父郡品沢村（秩父市）の五人組帳⁽¹⁷⁾にみられる通り、五人組の制度化によつて代官と百姓、百姓相互間の年貢徵収をめぐる諸関係が体系化・制度化され、代官頭伊奈氏の在地支配体制が貫徹してきたことを反映しているものと考えられる。

なお、高外納は(3)年貢物の実態の項で後述する通り、表2の年貢請取状によつてみると、本途の一部として金納されていたと考えられる。

(3) 第一期C型=永高損免法（浮役臨時方式）（寛文四年～同六年）この型の年貢割付状は本途の外に「浮役」と「臨時」の賦課を記

載するもので、代官伊奈左門の寛文四年（一六六四）霜月十五日付

の譲原村や下山村宛の年貢割付状が初見である。伊奈左門は、伊奈一族ではあるが、代官頭を継承した伊奈半十郎忠治の人ではなく、伊奈備前守忠次の四男忠公の子で名は忠利といった。上野国緑野郡や武藏国秩父郡の幕領支配は、代官頭伊奈忠次・忠治・忠克へと継承されてきたが、寛文年間にこの家系を離れ、新代官伊奈左門へと支配替になつたのである。しかし、この支配替が順調には進まなかつたらしく、緑野郡の村々では寛文三年分の、秩父郡では寛文二・三年分の年貢割付状が発給されなかつたようである。⁽¹⁸⁾ 新代官伊奈左門の年貢割付状は寛文四年（一六六四）のものが初見で、以後延宝八年（一六八〇）まで発給された。

史料3 寛文四年譲原村年貢割付⁽¹⁹⁾

辰之年譲原村御年貢可納割付之事

一、永五拾四貫四百弐拾八文 高辻

内三拾三文 川欠

残五拾四貫三百九拾五文 辰ノ納

外

一、永武貫四百三拾六文 うきやく

一、同壹貫四百九拾壹文 りんし

右如斯相定上者、霜月中を切而急度可致皆済、若其過於無沙汰

者、以譴責可申付者也、仍如件

寛文四年辰

霜月十五日 伊左門⁽²⁰⁾

これは譲原村のものであるが、最初に村の高辻五四貫四二八文が永高で示され、そこから川欠分三三文を引いた残り五四貫三九五文が辰ノ納（有高）で、この外に浮役二貫四三六文と臨時一貫四九一文が課され、合計五八貫三三二文が寛文四辰年の上納高である。B型の高外納に替つて浮役と臨時が年貢割付状に記載されている点が新しいところであるが、これは永高高辻—諸引—残（有高）+浮役臨時=納合（当納）ということであり、これを第一期C₁型と分類することとする。というのは、これはA型と対応させると、A₁型+浮役臨時=年貢高ということである。譲原村の寛文五年のものは表1アによると、永高高辻—（損免引+諸引）=残（有高）+浮役臨時=納合（当納）なので、A₁型に対応するものとしてC₁型と分類する。今のところA₁型に対応する永高高辻—損免引=残（有高）+浮役臨時=納合（C₁型と仮定）は見当らないが一応考えておくこととする、C₀、C₁、C₂、C₃型を一括したC型の基本計算式はA型の基本計算式+浮役臨時=年貢高としてまとめられる。

$$C\text{型の基本計算式} = \frac{\text{永高高辻—諸引}}{1 + (1 \times \text{損免率})} + \text{浮役臨時} = \text{年貢高}$$

そこで、これを永高損免法（浮役臨時方式）と呼ぶこととする。

ところで、この浮役と臨時は(3)年貢物の実態の項で後述する通り表2の年貢請取状では代官頭伊奈忠治の寛永十六年（一六三九）の

ものからすでに記載され、納入されていたものである。伊奈左門は新規に浮役と臨時を賦課し始めたものではなく、今までの年貢割付状に記載はしなかつたが、実際には徵収していたものを記載することとしたものである。しかもこれらの賦課は、表1・表2にみる通り、伊奈忠治の寛永十六年(一六三九)以来三村とも一定していて、伊奈左門の寛文年間においても上納高は変わらなかつた。したがつて、年貢割付状に浮役と臨時を記載し始めたからといって、このことをもつて伊奈左門が年貢徵収を強化したとはいえないものである。

2、永高石高併記〔寛文六年(一六六六)のみ〕

代官頭伊奈氏の後をうけて上武幕領代官となつた伊奈左門は、寛文四・五年には代官頭伊奈氏の年貢割付状の型式を受け継ぎ、永高

表記の年貢割付状を用いていたが、寛文六年(一六六六)に始めて永高に石高を併記して高辻を表記する年貢割付状を譲原村や下山村等の緑野郡の村々に発給した。そこで、今までの第一期1の永高表記の年貢割付状と区別して、これを第一期2の永高石高併記の年貢割付状と分類することとする。

(1) 第一期C型=永高損免法(浮役臨時方式)

この永高石高併記の年貢割付状の最初のものは寛文六年(一六六六)の譲原村宛の次のものである。

史料4 寛文六年譲原村年貢割付状²⁹

六年譲原村御年貢可納割付之事

高式百七拾弐石壱斗四升

一、永高五拾四貫四百弐拾八文 高辻

内三拾三文

川欠

残五拾四貫三百九拾五文 午ノ納

外

一、永高貫四百九拾文 浮役

臨時

右如斯相定上者、霜月中を切而急度可致皆済、若其過於無沙汰者、以譴責可申付者也、仍如件

寛文六年午霜月十五日 伊左門印

譲原村

名主百姓中

このように、年貢割付状の冒頭の永高高辻に石高が添書されているのである。この石高は、永一貫文=五石替で永高五四貫四二八文を二七二石一斗四升に換算したものである。この型式は、永高高辻×五石=石高、永高高辻—諸引=残(有高)+浮役臨時=納合といふことになる。高辻の表記の仕方で永高に石高が併記されている点が今までのものと異なる新規の年貢割付状であるが、年貢徵収法としては永高の石高への換算は特に意味を持たず、伊奈左門が寛文四年に譲原村に発給していたC₂型の永高損免法(浮役臨時方式)と何ら変わらないものである。したがつて、この第一期2の永高石高併記の年貢割付状は、高辻表記の上で、第一期1の永高表記の年貢割

付状から第二期1の石高永高併記の年貢割付状へ移行する過渡的形式とみることができる。この型式の年貢割付状は寛文六年だけのものである。

3、永高高辻

第一期〔慶長四年～寛文六年〕の代官頭伊奈忠次等が発給した年貢割付状の村々の高辻（年貢高）はいずれも永高で表記されていたが、この永高高辻はどのように決定されたものであろうか。

緑野郡や秩父郡の村々では図⁽²⁾のように天正十九年（一五九二）文禄三年（一五九四）慶長三年（一五九八）に大久保長安や伊奈忠次等による永高検地が実施されており、譲原村には文禄・慶長の検地帳がそろって伝存している。まず、慶長三戌戌年四月十八日付の「上州緑野郡譲原之郷坪入之帳」をみると、譲原村は大部分が島地の山間の村で、田畠一筆毎の小名と所有者、二段記載の永高、屋敷一筆毎の永高と所有者、伊奈配下の検地役人等が記されているが、奥書部分は次のようである。

史料5 慶長三年譲原之郷坪入之帳〔奥書部分〕

（田畠略）

合五拾弐貫八拾壹文（此内訛略）

（屋敷略）

合式貫五百五拾文

田畠屋敷合五拾四貫六百卅壹文

此内

七十三文

見落二引

右内
残五拾四貫五百五十八文

四拾三貫四百六文 本納屋敷共二

拾壹貫百五拾弐文 改出同断（以下略）

これによると、田畠の合計が五二貫八一文、屋敷の合計が二貫五五〇文、田畠屋敷の合計が五四貫六三一文、この内七三文は見落に引き、残は五四貫五五八文（これが高辻に当たる）と記されている。

これを史料1の同村の慶長四年の年貢割付状の高辻五四貫四二八文と比較してみると一三〇文の差異がある。この差異が何から生じたかは不明であるが、慶長四年の年貢割付状の高辻は慶長三年の永高検地の高辻を基準にしているものと考えられる。

というのは、三波川村にも慶長三戌戌年卯月二十一日付の「上州緑野郡三波川之郷御地詰帳」があり、その記載形式は譲原村の坪入帳と同様のものである。三波川村は全村畠地の山間の村で、この奥書部分は畠地の合計が五四貫一〇四文、屋敷の合計が四貫五六九文、畠屋敷合計が五八貫六七三文で、これが高辻と記されている。

他方、三波川村の慶長四年十月三日付の「亥年可納御成ヶ之事」⁽²⁴⁾では、五八貫六七三文の高辻から免一ツ九貫七七八文を引いた残り、四八貫八九五文を當納と記している。つまり、三波川村では慶長三年の永高検地の高辻と、翌四年の年貢割付状の高辻とが完全に一致

図1 近世初期上武国境地域の徳川領の検地



しているので、慶長四年の三波川村宛伊奈忠次発給の年貢割付状の永高表記の高辻は、前年に実施された伊奈忠次の永高検地の地誌帳の高辻に拠っていたことができる。したがって、徳川領代官頭伊奈忠次は慶長三年の永高高辻を翌慶長四年以後毎年発給して村々から一定の年貢を継続して徵収する体制を確立して、徳川氏の財政的基礎を確固のものとしたのである。

なお、議原村の慶長三年の坪入帳の奥書部分では、残(高辻)五貫五五八文の内訳を四三貫四〇六文は「本納屋敷共ニ」と、一貫一五一文を「改出同断」とに分けて記している。これは何を意味しているのであるうか。

このことを理解するために文禄三年甲午三月十六日付の「上州緑野郡議原之郷坪入(之帳)」の奥書部分をみるとこととする。

史料6 文禄三年議原之郷坪入之帳(奥書部分)

壱貫七百六拾文

同屋敷年貢（以下略）

はくれ

両帳を比較してみると、慶長三年（一五九八）の坪入帳の本納（屋敷共二）分四三貫四〇六文は、文禄三年（一五九四）の坪入帳の田畠屋敷共合分四三貫四〇六文の高辻・定納と完全に一致している。

したがつて、慶長三年の坪入帳は前回（文禄三年）の検地の田畠屋敷合計永高（高辻・定納）を本納として、それに今回（慶長三年）

の検地改出し永高（屋敷共二）を加えて、その合計を慶長三年の高辻・定納とするものであることが分かる。

島 四百文 九十五文 新右衛門
道上 同 六十文 同 人

同 八十文 同 所

森下 同 八十文 同 所

同 九十文 武十文 たつみ

同 四百文 九十五文 新右衛門

同 四百五十文 九十文 同 人

同 四百五十文 九十文 同 人

同 四百五十文 九十文 同 人

（以下略）

また、このことは坪入帳の二段記載からも確認される。兩年度の坪入帳の冒頭部分は次のようなものである。

史料7 文禄三年譲原村坪入帳〔冒頭部分〕

羽暮

島 四百文 新右衛門

道上

島 三拾文 三十文 同 人

同所

島 五拾文 三十文 □

森

島 三百文 百文 新□

島 四百文 五十文 同 □

（以下略）

史料8 慶長三年譲原村坪入之帳〔冒頭部分〕

近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徵収政策とその後の変遷（一）（小澤）

慶長三年の坪入帳の二段記載の永高は、結論から先に言えば、上段が前回文禄三年の検地永高であり、下段が今回慶長三年の検地改出し永高である。兩年度の第一筆目を比較してみると、文禄三年の新右衛門の所持する羽暮の島は上段が四〇〇文、下段は記載がないので合計永高は四〇〇文、これが慶長三年の新右衛門のはくれ（羽暮）の島の上段の四〇〇文となり、下段は今回の改出しの九五文、結局、慶長三年のこの島の検地永高は四九五文ということである。二筆目の同人の道上の島は文禄三年の上段が三〇文、下段も三〇文、合計六〇文であるが、これが慶長三年の上段の六〇文であり、下段は記載がないので今回の改出しあなく、結局、慶長三年のこの島の検地永高は六〇文のままである。

以下同様にして、慶長三年の讓原村の坪入帳の二段記載の永高は上段が文禄三年の上下二段記載の検地水高の合計、下段が慶長三年検地の改出し永高といふことができる。したがつて、慶長三年坪入帳奥書部分の内訳の四三貫四〇六文の本納（屋敷共二）は上段の文禄三年検地永高の合計であり、一一貫一五二文の改出（同断）は下段の慶長三年検地改出し永高の合計であるといふことになる。

以上によつて、徳川領代官頭伊奈忠次は、讓原村では慶長三年の永高検地において、坪入帳の上段に文禄三年の検地水高を、下段に慶長三年の検地改出し永高を二段に記載すると共に、最後に田畠屋敷を合計して村の高辻・定納を決定していたが、これは本納分（文禄三年の検地高辻）と改出し分（慶長三年の増額分）の合計高といふことである。

ところで、慶長三年の坪入帳の二段記載及び本納・改出しを以上のように理解すると、文禄三年の坪入帳も、二段記載の上段は文禄三年以前の検地永高、下段は文禄三年の改出し、奥書部分の本納三貫四八八文は文禄三年以前の検地高辻、改出し一〇貫一五八文は文禄三年の検地改出しといふことになるが、緑野郡の村々では文禄三年以前の検地は実施されていたのであろうか。

上野国の天正検地は、榎原康政（館林城）支配下の新田郡の村々、例えは大島村（太田市）の天正十九年（一五九二）二月朔日付の「上州新田之庄嶋之郷水帳」（大半小制）や真田信幸（沼田城）支配下の利根郡下河田村（沼田市）の天正十八年八月二十五日付の「下河

田御検地之帳」（貫文制）等に実施例がある。

緑野郡の徳川氏直轄農村に対するものとしては、天正十九年二月六日付の「上州緑野郡中大塚屋敷縄打水帳」⁽²⁵⁾がある。検地役人は石原孫助・鈴木孫兵・小杉藤助・瀬戸左門の四人である。この水帳は三三屋敷を上中に区分し、単位は坪数で示し、上（屋敷）四五八四坪、中（屋敷）二二二三二坪、計六八一六坪としている。あいにく田畠の分はないが、緑野郡で天正十九年（一五九二）に徳川氏の検地が実施されていたことは分かる⁽²⁶⁾。したがつて、この中大塚村（藤岡市）の天正十九年検地が緑野郡の村々に対する徳川氏の最初の検地であり、讓原村の文禄三年（一五九四）の坪入帳の上段の永高はこの天正十九年検地のものであると推考されるのである。

以上のように、新領主徳川家康は代官頭伊奈忠次や大久保長安に命じて、上野国緑野郡の直轄領村々に対し、天正十九年（一五九二）・文禄三年（一五九四）・慶長三年（一五九八）と永高検地を繰り返し実施した。これらの検地による讓原村の永高高辻は、天正十九年が三一貫四八八文、文禄三年がこの本納（田畠分）と今回の改出（田畠分）を合わせた四一貫六四六文に、さらに同（改出）屋敷年貢一貫七六〇文を加えた田畠屋敷合四三貫四〇六文（高辻・定納）、慶長三年がこの四三貫四〇六文の本納（屋敷共二）に、今回の改出（同断）屋敷共二）一一貫一五二文を加えた田畠屋敷合五四貫五五八文であった。こうして伊奈忠次等は検地の度毎に前回検地の本納分の外に、新規に改出し分を打ち出して高辻・定納を増加させ、そ

れを基準に年貢割付状を発給して、村々から年貢を徴収する体制を確立したのである。天正十九年検地や文禄三年検地高辻を基準にした年貢割付状は見当たらないので、今のところ慶長三年検地後の翌四亥年十月三日付の譲原村（史料1）や三波川村宛の年貢割付状が、関東入国後に伊奈忠次が発給した最古の年貢割付状である。

また、三波川村の場合は、天正十九年の検地永高を知る史料はないが、文禄三年の高辻は四三貫六七〇文、慶長三年の高辻はこの四三貫六七〇文の畠屋敷本納分に、今回の畠屋敷の改出一五貫三文を合わせた畠屋敷合五八貫六七三文であった。翌慶長四亥年十月三日付の「亥年可納御成ヶ之事」ではこの検地永高五八貫六七三文が三波川村の高辻としてそのまま使われているのである。

(二) 第二期石高高辻の年貢割付状(寛文七年(一六六七)以後)

幕府代官伊奈左門等は寛文七年(一六六七)から譲原村等への年貢割付状において高辻の表記と年貢徴収法を大きく変えている。すなわち、高辻は第一期の永高高辻を第二期には石高高辻に変え、しかも石高高辻の表記は1石高に永高を併記するもの(寛文七年～元禄十四年)と、2石高だけで表記するもの(元禄十五年以後断続的に)との二つを用いている。また、年貢徴収法は第一期の永高損免法を第二期には石高高辻に年貢率を掛ける石高厘取法に変えているのである。

1、石高永高併記(寛文七年～元禄十四年)

(1) 第二期A型=石高厘取法(永高損免法併用方式)(寛文七年～元禄七年)

第二期の石高高辻の年貢割付状のうち、石高永高併記の最初のものは伊奈左門が寛文七年(一六六七)に譲原村に発給した次のものである。

史料9 寛文七年譲原村年貢割付状³²

未之年譲原村御年貢可納割付之事

永高五十四貫四百弐拾八文

一、高弐百七拾弐石壹斗四升也

此取百五拾四石七斗七升也

此永六拾壹貫九百八文

高辻

内三拾三文 川かけ

残六拾壹貫八百七拾五文

外

一、永弐貫四百三拾六文 浮役

一、永壹貫四百九拾文 臨時

右如此相定上者、當霜月中を切て急度可致皆済、若其過於無沙汰者、譴責を以可申付者也、仍如件

寛文七年未十一月十五日 伊左門印

名主惣百姓中

史料⁴の寛文六年のものと、史料⁹の同七年のものの高辻の表記の仕方を比較してみると、永高と石高の記載位置を入れ替っている。

寛文六年のものが「一永高五拾四貫四百式拾八文高辻」と永高の高辻を基にして、その右肩に「高式百七拾式石壹斗四升」と石高を添書していた永高石高併記の年貢割付状であるのに対し、同七年のものは「一高式百七拾式石壹斗四升也高辻」と石高を高辻の基本として表し、その右肩に「永高五十四貫四百式拾八文」と永高を添書している石高永高併記の年貢割付状なのである。いずれにしても永一貫文 \parallel 五石替という換算率には相違はないが、この永高から石高への基準の取り方の変化に伴い、年貢徵収法も大きく変化しているのである。

寛文七年の譲原村年貢割付状では、まず永高五四貫四二八文を永一貫文 \parallel 五石替で二七二石一斗四升の石高高辻に換算し、ここから「此取」石高一五四石七斗七升をこの年の年貢高として算出している。したがって、この年貢率は五割六分八厘七毛（五六・八七%）ということになる。次に此取石高を二石五斗 \parallel 永一貫文替で一旦「此永」高六一貫九〇八文に戻し、そこから「川欠」三三文を差し引いた「残」永高六一貫八七五文をこの年の年貢納高とし、さらにこの外に浮役一貫四三六文と臨時一貫四九〇文を加算した合計六五貫八〇一文がこの年の譲原村の上納すべき年貢高になるのである。つまりこの計算式は、永高 \times 五石 \parallel 石高高辻 \times 年貢率 \parallel 此取石高 \div 二石五斗 \parallel 此取永高—諸引永高—残永高+浮役臨時 \parallel 当納合年貢高（傍

線部分が年貢割付状の記載項目）ということになる。これを第二期 A型と分類することとするが、寛文八年と同十年には損免引があるので、後半部分は此取永高—（損免引+諸引） \parallel 残永高+浮役臨時 \parallel 当納合年貢高となる。したがって、この計算式は前半部分の石高高辻 \times 年貢率 \parallel 此取石高という算出方法から石高を基準とする厘取法（石高厘取法と呼ぶ）と、後半部分の此取永高以下の算出方法が第一期A型の永高損免法に相当することから、石高厘取法（永高損免法併用方式）と呼ぶこととする。

譲原村で第二期A型の年貢割付状が用いられたのは寛文七年（一六六七）から延宝三年（一六七五）までである。伊奈左門は延宝四年になると、A型のものにあった「此取」石高を省略する型式のもの（表1ア参照）を譲原村に発給するようになった。つまり、計算式の永高 \times 五石 \parallel 石高高辻 \times 年貢率 \parallel 此取石高 \div 二石五斗 \parallel 此取永高—諸引永高—残永高+浮役臨時 \parallel 当納合年貢高の内の傍線部分だけを年貢割付状に記載して、此取石高を省略してあるのである。これをA型と分類することとする。年貢徵収法としては第二期A型と全く同じで、石高高辻に年貢率を掛ける石高厘取法であることに変りはない。このA型の年貢割付状は表1のように譲原村では延宝四年（一六七六）から貞享四年（一六八七）、三波川村では延宝七年（一六七九）から元禄三年（一六九〇）、下山村では延宝四年（一六七六）から元禄三年（一六九〇）までの間の幕府代官伊奈左門、間瀬吉太夫・松田又兵衛・佐原三右衛門・山川金右衛門等の発給したものに

用いられた。

資料 10 元禄八年譲原村年貢割付状³⁵

さらに、幕府代官山川金右衛門は元禄四年（一六九二）の譲原村

への年貢割付状³⁴では、A₁・A₂型にあつた「残永」高を省略する型式

のもの（表1ア参照）を発給した。つまり、計算式の永高×五石||

石高高辻×年貢率||此取石高+二石五斗||此取永高—諸引永高||残

永高+浮役臨時||当納合年貢高の内の傍線部分だけを年貢割付状に

記載して、此取石高と共に残永高をも省略したのである。これをA₃

型と分類することとする。年貢徵収法としては第二期A₁・A₂型と全

く同じで、石高高辻に年貢率を掛ける石高厘取法であることに変り

はない。このA₃型の年貢割付状は表1のように譲原村では山川金右

衛門の発給した元禄四年（一六九二）から元禄七年（一六九四）ま

でのものに用いられた。

以上のように譲原村の石高永高併記の年貢割付状はA₁型（寛文七年～延宝三年）A₂型（延宝四年～貞享四年）、A₃型（元禄四年～同七年）に、また三波川村のものはA₁型（寛文八年～同十年）、A₂型（延宝七年～元禄二年）に、下山村のものはA₁型（寛文七年～延宝二年）、A₂型（延宝四年～元禄三年）に小分類されるが、これをまとめて第一期A型石高厘取法（永高損免法併用方式）とする。

上州甘樂郡譲原村当亥御成ヶ割付之事
永高五拾四貫四百弐拾八文

一、高弐百七拾弐石壹斗四升
内壹斗五升 川欠 高辻

残弐百七拾壹石九斗九升

此取永八拾四貫五百三拾四文

外
一、永弐貫四百三拾六文 紙舟役

一、永壱貫四百九拾文

絹綿壳出シ

永納合八拾八貫四百六拾文

右納次第

大豆納 永百九文

此大豆五斗四升四合

永五拾四文

此荏弐斗七升弐合

永拾貫七百九拾四文

此漆拾五貫四百弐拾目

金納 永七拾七貫五百三文

右之通、当亥御成ヶ相究之上者、村中大小之百姓不残立合、無
高下致割合、來ル極月十日以前急度可致皆済者也

(2) 第二期B型||石高厘取法（諸引石高方式）（元禄八年以後）
幕府代官岡田庄太夫俊陳の発給した元禄八年（一六九五）の譲原
村宛の年貢割付状は次のようにかなり変化している。

右之村

名主

惣百姓

第二期A型の年貢割付状では諸引が永高引であったが、この年貢割付状ではそれが石高引になつてゐるところが新しい点である。このため、第一期A型では此取永高から諸引を永高で引いたのに対し、この年貢割付状では石高高辻から諸引を石高で引く型になつてゐる。ここでは永高五四貫四二八文を永一貫文=五石替で石高高辻二七二石一斗四升に換算したあと、直ぐ川欠一斗五升を引いた残り二七一石九斗九升の有高に年貢率を掛ける厘取法によつて此取石高を出し、それを二石五斗=永一貫文替で永高に戻して此取永高八四貫五三四文を算出しているわけなので、逆算すると、此取石高は二一石三斗三升五合、年貢率は七割七分六厘九毛（七七・六九%）になる。つまり、計算式は、永高×五石=石高高辻—諸引石高=残石高×年貢率=此取石高÷二石五斗=此取永高+浮役臨時=當納合年貢高ということになるので、これを第一期B型と分類することとする。

きた。

2、石高表記（元禄十五年以後断続的に）

讓原村の年貢割付状は、幕府代官野田三郎左衛門発給の元禄十五年（一七〇一）のものになると、高辻の表記の仕方が石高永高併記されてゐるが、年貢の徵収法としては残石高（有高）に年貢率を掛ける厘取法によつて此取石高を算出しているわけで、第二期A型と同じ石高の厘取法を用いてゐるのである。以上の特徴からこれを石高厘取法（諸引石高方式）と呼ぶこととする。

また、この年貢割付状は永納合の後に「右納次第」として、大豆

納・桂納・漆納・金納の内訳を記載しているが、これは元禄四年のA型を初見とするものである。なおこれは、表2にみられるように従来年貢請取状に表記されていたものが、年貢割付状にも表記されるようになったものである。このB型式の年貢割付状は、讓原村では元禄八年（一六九五）から宝永六年（一七〇九）までの間に岡田庄太夫・野田三郎左衛門・野田九左衛門、三波川村では元禄四年（一六九二）以後断続的に平岡次郎右衛門・雨宮甚兵衛、下山村では元禄四年（一六九二）と同五年に平岡次郎右衛門・池田新兵衛の幕府代官の発給したものに用いられている。讓原村等三村は慶長四年（一五九九）から元禄三年（一六九〇）までは同一の幕府代官の支配下にあり、年貢割付状の型式も同一であったが、元禄四年以後は別個の代官に支配されるようになり、年貢割付状の形式も区々になつてきた。

(1) 第二期B型〔元禄十五年以後断続的に〕

讓原村の石高表記だけの年貢割付状の最初のものは元禄十五年の
次のものである。

史料 11 元禄十五年讓原村年貢割付状^㉙

上州甘樂郡讓原村午割付之事

一、高式百七拾弐石壹斗四升

壹斗五升 永川欠引

内

四石武斗八升 去巳石砂入引

外壹石三斗武升 当午起帰り

残式百六拾七石七斗壹升

取永六拾八貫五百三拾四文

外

一、永式貫四百三拾六文 紙舟役

一、永壹貫四百九拾文 絹綿壳出

小以永三貫九百式拾六文

永合七拾式貫四百六拾文

右納次第

永百九文 大豆納

此大豆五斗四升四合 芥納

永五拾四文

此芥式斗七升式合

永八貫九拾六文 漆納

金納

右之通、当午御成箇相充間、村中大小之百姓并出作之者迄立合、
無高下致割付、来ル極月十日已前急度可致皆済者也

元禄十五午年十一月 野田三郎左衛門^㉚

讓原村
名主
惣百姓

この年貢割付状では、今まで併記されていた永高が省略され、高辻は石高のみで表記されている。しかも、この石高二七二石一斗四升は依然として慶長三年（一五九八）永高検地の高辻五四貫四二八文を永一貫文＝五石替で換算したもので、寛文六年（一六六六）以来の換算率と同じである。ここから川欠壹斗五升と去巳（元禄十四年）石砂入四石二斗八升を引き、残り二六七石七斗一升に年貢率を掛ける厘取法で此取石高を出し、それを二石五斗＝永一貫文替で永高に戻し、此取永六八貫五三四文を算出しているので、逆算すると、此取石高は一七一石三斗三升五合、年貢率は六割四分（六四%）である。したがって、この計算式は永高×五石＝石高高辻－諸引石高＝残石高×年貢率＝此取石高÷二石五斗＝此取永高+浮役臨時＝当納合年貢高となり、傍線部分が年貢割付状に記載されているわけであるが、これを第二期B型と分類することとする。高辻表記の上で

は第二期B型の石高永高併記のものから永高を削除して石高だけを表記するものに變つているが、年貢徵収法としては、第二期B型と

全く同じで石高高辻から諸引を石高で引いた後の残石高に年貢率を掛け此取石高を算出する石高厘取法(諸引石高方式)を用いているのである。B型・B型に小分類されたものを第二期B型とまとめておくこととする。

なお、三波川村でも元禄五年(一六九二)に石高表記だけのB型のものがあるが、ここでも翌年には石高永高併記のB型に戻つている。ただ、この年貢割付状には年貢徵収法の上で次のような新しい工夫があつた。

(2)、第二期C型=一石当取永法(諸引石高方式)(元禄五年~同九年・三波川村)

三波川村の年貢割付状では、元禄五年(一六九二)から同九年までの代官依田五兵衛と下嶋甚右衛門の発給したものに新しい年貢徵収法が考案され、一石当りの取永高が記されている。

史料12 元禄五年三波川村年貢割付状⁽¹⁾

上野国緑野郡三波川村申御成ヶ割付之事

一、高式百九拾壹石四斗壹升五合

高辻

内四斗九升五合 前々川欠

残式百九拾石九斗貳升

此取永九拾九貫七百八拾六文

壱石三百四拾三文取

外

定納

幕府代官伊奈左門は、前述の通り譲原村の寛文六年(一六六六)の年貢割付状の永高高辻に初めて永一貫文=五石替で換算した石高

一、永三貫四百三拾弐文 紙□
合百五貫三百八拾六文

右納次第(以下略)(傍点は筆者)

これは幕府代官依田五兵衛が元禄五年(一六九二)十一月に発給したものであるが、残石高から此取永高を算出するに当たつて、譲原村の第二期B型の年貢割付状で示した、残石高×年貢率=此取石高=二石五斗=此取永高といふ石高厘取法の繁雑な計算式を使わず、残石高×一石当たりの永高=此取永高という簡易な方法を用いているのである。算出する数値に変りはないので、繁雑な計算を避け、簡易な計算方法に変えたものと考えられる。三波川村にみられるこの簡易計算式を第二期C型に分類し、一石当取永法(諸引石高方式)と呼ぶこととする。譲原村や下山村には一石当りの取永を記載したものはないので、B型によつたものと考えられる。この頃は三村の支配代官も別個になつてきていたので、年貢徵収法も区々になつてきたものと考えられる。

3、石高高辻

次に、第二期の石高高辻はなぜ用いられるようになつたのかを考えておきたい。

を併記しているが、この年の年貢徵収法は從来からの永高損免法を用いていた。ところが、翌寛文七年以後の年貢割付状では石高高辻に永高を併記すると共に、年貢徵収法も石高厘取法に変えていたわけである。

三波川村の元禄十五年（一七〇二）八月の「上野国緑野郡三波川村差出帳」、及び譲原村の天明九年（一七八九）三月の「上州甘樂郡譲原村差出シ明細帳」はこの辺の事情を次のように記している。

史料13 元禄十五年三波川村差出帳³⁸

慶長三戌年伊奈備前守様御検地

永高五拾八貫貳百八十三文

一、高式百九拾壹石四斗壹升五合

烟屋敷共二

（中略）

右者、百五年以前慶長三戌年伊奈備前守様御検地御水帳壹冊名主所ニ所持仕候、烟屋敷書永高ニ而反別も上中下之次第も

無御座候、御割付も永高ニ而御座候而、当三拾七年以前寛文六年午年御代官伊奈左門様御支配之節、永高を石高ニ御直シ被遊候（後略）

史料14 天明九年譲原村差出シ明細帳³⁹

譲原村差出

永五拾四貫四百廿八文

一、高式百七拾貳石壹斗四升

高辻

一、当村之儀ハ、慶長三戌年伊奈備前守様御検地ニ而、皆畠上
中下反別石盛無御座候

（中略）

一、御水帳之義ハ永付ニ御座候、其以後伊奈左門様御代官所之
節、永壹貫文を五石代御定被遊候而、石高式百七拾貳石壹斗
四升ニ被遊御定候（後略）

譲原村だけでなく、三波川村、下山村等の緑野郡の村々の年貢割付状に用いられた永高は、慶長三年（一五九八）の伊奈備前守忠次の永高検地によつて確定された永高高辻であつたが、伊奈左門は寛文六年に永一貫又ニ五石替でこれを石高に換算して石高高辻を定め、この石高高辻をもとに年貢を賦課していくこととしたのである。

寛文年間武藏国秩父郡太田部村や相模国津久井領⁴⁰では寛文検地が実施されているが、緑野郡の村々では寛文検地は実施されずに、永一貫文ニ五石替によつて永高から石高への転換が行われたのである。

ではなぜ伊奈左門は永高を石高に転換して年貢を賦課したのであらうか。永一貫文を五石に替えるという仕法は徳川家康の関東入封直後からあつたようである。例えば、天正十九年（一五九二）五月

二十三日付の彦坂小刑部元正が相模國東郡田名之村（相模原市）宛に発給した検地目録⁴¹に「右之代百文ニ五斗目ニ付積ル」とか、天正二十年三月二十五日付の同じ彦坂小刑部の相模國大中郡上落合郷（厚木市）宛の検地目録⁴²にも「但、百文ニ五斗目ニ積」などとあり、畠永を石高に換算するに当たり、永樂錢百文を五斗目に、つまり、

永一貫文を五石に替えることが行われていたのである。伊奈左門はこの仕法を用いて永高を石高に換算したわけであるが、それにはどのような狙があったのであらうか。

伊奈左門は石高高辻による新しい年貢徵収法として第二期A型で前半部分⑦ 永高×五石=石高高辻×年貢率=此取石高÷二石五斗=此取永高

後半部分① 此取永高-(損免引+諸引)=残永高+浮役臨時=

当納合年貢高

を採用したのである。

この前半部分⑦についてみると、この石高高辻はもちろん生産高を示すものではなく、元の永高がそうであつたように年貢賦課の対象額として用いられることがなつたものである。伊奈左門はこの石高高辻に年貢率を掛ける厘取法によつて此取石高を算出し、しかも

これをそのまま年貢高とするのではなく、これを二石五斗=永1貫文替によつて永高に戻し、此取永高をその年の年貢高にしているのである。この操作によつて年貢率を十割とすれば此取永高は元の永高の二倍にまでなり得るのである。伊奈左門は新検地を実施しないまま慶長三年の永高検地の永高高辻の最大二倍にまで年貢賦課対象額を引き上げることを可能にしたわけである。年貢量の推移の項で後述する通り、実際に伊奈左門と後継代官たちは寛文七年以降年貢を増徴し、本途の上納永高は次第に増加し、やがて恒常に元の永高の一・五倍(一五割=一五〇%)に達する程であった。

次に此取永高以下の後半部分①をみると、石高厘取法によつて算出された此取永高から損免や諸引を引いた残永高をその年の上納年貢高としているわけであるが、この算出方法は実は第一期の永高高辻制下の年貢徵収法、すなわち永高損免法と全く同じである。したがつて、前半部分⑦の石高厘取法のもととなる永高の石高高辻への

転換等の操作は年貢賦課対象永高を引き上げるための方策で、実際の上納永高は後半部分①の永高損免法(浮役臨時方式)=第一期C型によつて算出されているといえるのである。第一期の永高高辻から第二期の石高高辻への転換によつて、第二期の年貢徵収法は第一期の永高損免法から石高厘取法に変つたようにみえるが、実は石高への転換と石高厘取法等の操作は年貢賦課対象額を引き上げるために方策で、実際の年貢高は第一期と同様に永高損免法によつて決定されていたのである。

なお、このような永高と石高の転換等の操作によつて年貢の増徴をはかる仕法は伊奈左門の独創ではなかつた。武藏国高麗郡高麗之郷(日高市)では早く寛永十三年(一六三五)十一月三日付の市川孫右衛門の発給した年貢割付状にすでにこの仕法が用いられていた。

史料15 寛永十三年高麗郷年貢割付⁴⁴

武州高麗郷子御年貢可納割付事

永高五拾七貫三百四十八文ト

一、高百三拾六石七斗四升 但、壹貫文五石目
高の一・五倍(一五割=一五〇%)に達する程であった。

但、永參拾壱貫三百廿九文

右納次第

永七百三拾九文 緜壱貫五十六文目之代

外うり出し如前々可納

永百八拾文 紬式端之代

外うり出し如前々可納

永式貫百七拾文 漆拾五盈半

永百四拾文 荘式俵可納

永壱貫百式拾文 米八俵可納

外うり出し如前々可納

永式拾六貫九百八拾文 金子可納

納合三拾壱貫三百式拾九文

以上

右之通割付出置候上者、郷中大小百姓不残立合割仕、名寄帳相
違無之様ニ引合、極月十日切急度可致皆済者也

寛永十三年

子十一月三日 市川孫右^印

こま之郷

名主百姓中（傍点は筆者）

幕府代官市川孫右衛門定吉は武藏国多摩郡小山田之郷（町田市）

を本拠とする北条氏家臣であつたが、北条氏滅亡後徳川家康に仕え、
代官に取り立てられていたものである。⁽⁴⁵⁾ 彼はこの年貢割付状におい

て、永高から石高高辻への転換を「壱貫文五石目」、此取石高から
取永への再転換を「永壱貫文式石五斗かへ」と明記している。高麗
之郷は慶長二年（一五九七）に始まる大久保長安の永高検地が実施
され、永高制の年貢徵収が行わっていた地域であるが、年貢増徵を
図る伊奈左門は同じ幕府代官市川孫右衛門がすでに三〇年前に高麗
之郷の年貢割付状に用いていたこの仕法に着目して、緑野郡の村々
にも採用したのではないかと考えられる。

以上のように、伊奈左門によつて譲原村の年貢割付状は寛文七年
(一六六七) に石高高辻の年貢割付状に転換したが、元禄七年(一
六九四)までの第二期A型のものは、永高×五石=石高高辻×年貢
率=此取石高÷二石五斗=此取永高—(損免引+諸引)=残永高+
浮役臨時=當納合年貢高という計算式で、年貢徵収法としては、前
半部分で元の永高の最大二倍まで此取永高を引き上げることができ
る石高厘取法を用い、後半部分で此取永高から第一期以来の永高損
免法によつて年貢高を確定するという石高厘取法（永高損免法併用
方式）で年貢を徵収するものであつた。

これを大きく変えたのが代官岡田庄太夫の元禄八年(一六九五)
からの譲原村宛第二期B型の年貢割付状である。この計算式では、
永高×五石=石高高辻—諸引石高=残石高×年貢率=此取石高÷二
石五斗=此取永高+浮役臨時=當納合年貢高といふことで、諸引を
石高で石高高辻から直接引くようにしたことによつて、石高厘取法
による此取永高がそのまま年貢有高となる型、つまり石高厘取法(諸

引石高方式) ができた。このことによつて、此取永高から損免や諸

引を引くことがなくなり、慶長四年（一五九九）以来の永高損免法

は廃止されたのである。

また、この第二期B型の成立に伴い新しく考案されたのが一石当取永法（諸引石高方式）である。三波川村の代官依田五兵衛は元禄五年の年貢割付状でB型の年貢割付状の「残石高×年貢率＝此取石高÷二石五斗＝此取永高」という繁雑な計算式を「残石高×一石当取永高＝此取永高」という簡易なC型のものに替えたのである。

(三) 年貢物の実態

1. 第一期永高高辻の年貢請取状

第一期永高高辻の年貢割付状によつて納入された年貢の実態について、譲原村等三村の年貢請取状（表2参照）によつて検討することとする。三村の最古の年貢請取状は寛永十六卯年（一六三九）十二月二十九日付で伊奈半十郎忠治の手代大河内与兵衛が発給したもので、以後連年發給されたようである。⁽⁴⁵⁾

年貢割付状と年貢請取状が揃つてゐる譲原村を例に検討することとする。寛永十六年の年貢割付状（表1ア参照）は、高辻五四貫四二八文から丑年の川欠三三文を引いた残り五四貫三九五文に、高外納永二貫七二〇文を加えた五七貫一五一文がこの卯年の納入すべき年貢高である。この年貢をどのように上納したか、同年の年貢請取

状をみるとこととする。

史料 16 寛永十六年譲原村年貢請取状⁽⁴⁶⁾

卯年譲原村御年貢請取事

永壹貫三百九拾八文 綿本代ニテ納

永拾貫七百九拾四文 漆にて納

此漆拾五貫四百式拾目

永八拾八文

此え四斗四升

荏二にて納

永四拾四貫八百三拾五文 合五拾七貫百拾五文

金ニテ納

此外臨時、浮役

永四百式拾四文

永武百文

永八百六拾六文

永武貫三拾文

永四百六文

合三貫九百武拾六文
納合六拾壹貫四拾壹文

此外口銭済

右請取所皆済也、仍如件

寛永十六卯十二月廿九日 大与兵印

この年の年貢高（本途）五七貫一⁽⁴⁸⁾五文の内訳をみると、金納が

四四貫八三五文（七割八分）でその大部分をしめ、残りは綿や漆・⁽⁴⁹⁾荏等の地域の特産物に対する賦課である。「綿本代ニテ納」は綿の本税で、これは換金して永一貫三九八文を金納している。これに対し、漆は永一〇貫七九四文に相当する一五貫四二〇目を、荏は永八八文に相当する四斗四升を現物で上納しているのである。譲原村では武藏国秩父郡⁽⁵⁰⁾や相模国津久井領の村々と同様に年貢の大半は金納であるが、一部は地域の特産物である綿（金納）や漆・荏（現物納）を上納していたのである。

なお、年貢割付状にある高外納は二口を合せた卯の納の中に含まれているわけであるが、年貢請取状の中に高外納分は直接的には出でてこない。しかし、金納以外の綿や漆・荏の年貢高は固定的であつたので、高外納は金納分に含まれているものと考えられる。

譲原村の年貢請取状では、寛永十六年（一六三九）にすでに本途の外に臨時浮役として永三貫九二六文を上納しているが、これは年貢割付状には表記されていなかつたものである。内訳は、まず附加税として絹の割が四二四文、紙の割が二〇〇文、綿の割が八六六文で、計一貫四九〇文になるが、これが臨時に当たるものである。次に紙舟役の本税である紙舟役本の二貫三〇文と付加税である右之わり（紙舟役の二割）四〇六文で、計二貫四三六文になるが、これが浮役に当たるものである。結局、寛永十六年の譲原村の上納した年貢は本途五七貫一⁽⁵¹⁾五文と臨時浮役三貫九二六文の合計六一貫四一

文であった。

幕府代官頭伊奈氏等の発給した三村宛の年貢請取状一覧は表2ア・イ・ウのようになる。三村とも本途の内の綿本代之納（承応三年（一六五四）以後は廃止）と漆納は史料のある寛永十六年（一六三九）から、荏納は寛永二十年（一六四三）以後固定しているのに對し、金納部分は損免引や諸引、高外納等の有無により毎年のように変化、金納率は譲原村では七割一分（七一%）から八割、三波川村では七割四分から八割四分、下山村ではかなり高く八割三分から九割三分であつた。また、臨時と浮役は三村とも寛永十六年から固定していく変化がなかつたことが分かる。

2、第二期石高高辻の年貢請取状

第二期石高高辻の年貢請取状によつて納入された年貢の実態も、譲原村等三村の年貢請取状によつて確認しておくこととする。

まず、譲原村の寛文八年（一六六八）の年貢割付状（表1ア参照）によると、この申年の年貢高は第二期A型の計算式により永四八貫一二五文の本途と、永二貫四三六文の浮役及び永一貫四九〇文の臨時の合計五二貫五一文であつた。

次に、この年貢をどのように上納したか、譲原村の同年の年貢請取状をみると、次のようである。

史料17 寛文八年譲原村年貢請取状⁽⁵²⁾

譲原村御年貢永請取之事

一、永四拾八貫百弐拾五文 畑方 申納込本途

外口錢済

拾貫七百九拾四文 漆三而納

此漆拾五貫四百弐拾目

弐百四文

莊二而納

此莊壹石弐升

一、永武貫四百三拾六文 外口錢済 浮役

一、永老貫四百九拾文 外口錢済 臨時

右者、申年譲原村御年貢皆済、仍如件

寛文八年申極月廿五日 伊奈左門代蓑輪忠左衛門印

譲原村

名主百姓中

これによると、實際は畠方の本途四八貫一二五文の内、一〇貫七

九四文に相当する一五貫四二〇目の漆と、二〇四文に相当する一石二升の莊を現物で納め、残りの三七貫一二七文（七割七分）を金納とした外に、割付状通りの浮役永二貫四三六文と臨時永一貫四九〇文を上納したのであつた。

この内容を表2の譲原村等三村の年貢請取状一覧でみると、第一期と同様に第二期も本途の内の漆納・莊納も（綿本代納は承応三年以後廃止）、浮役（紙舟役本・右の割）、臨時（絹の割・紙の割・綿の割）も一定額に固定していく全く変化がない。したがって、年貢負担の増減は金納部分の増減で表されることになる。伊奈左門が永

高を石高に換算した寛文六年（一六六六）以後の金納率は、譲原村では七割七分（七七%）から八割五分、三波川村では八割から八割九分、下山村では九割二分から九割五分と、三村とも第一期に比べ確実に増加し、第二期は年貢を増徵していたことが分かる。

四 年貢量の推移

以上のように、近世初期・前期の譲原等の上野国緑野郡の村々は、代官頭伊奈忠次家の代々による第一期の時代は永高高辻を基準とする永高損免法によつて、伊奈左門等後継代官の第二期の時代は石高高辻を基準とする石高厘取法によつて年貢を徵収されていたわけであるが、その年貢量の推移はどのようなものであつたであろうか。表1・表2の年貢率の項をもとにその特徴をみるとこととする。

1、第一段階 [第一期前期（慶長四年～寛永十三年）]

この期間の年貢は代官頭伊奈忠次が年貢割付状を発給し始めた慶長四年から毎年損免引が行われたのが特徴で、年貢徵収法は永高損免法の時期である。この時期はまた川欠や川成等の諸引が慶長六年の三波川村の年貢割付状を初見として行われている。したがって、

この期間の年貢量はいつも永高高辻の範囲内で、慶長四・六・七・八年等特に諸引の多い年の永高年貢率は、永高高辻の七割四分から八割三分程であった。譲原村と三波川村の慶長四年からの伊奈備前

守忠次の時期は最低が七割四分、最高が九割三分、おおむね八割台で低い方であったが、元和・寛永期の伊奈氏の手代官成瀬権左衛門等の時期になると次第に上昇し、最低が八割五分、最高が九割八分にまで達し、ほとんど九割台であった。この期間の最高は三波川村では慶長九年の九割三分、下山村では慶長十六年の九割四分、譲原村では寛永元年の九割八分であったが、それでも永高高辻を越えることはなかった。

2、第二段階〔第一期後期（寛永十四年～寛文六年）〕

この期間の年貢は本途の外に高外納を新規に賦課される永高損免法（高外納方式）であったことに特色がある。前期の年貢高は永高高辻を越えることがなかつたが、それを打破したのが高外納の賦課であつた。高外納は寛永十四年（一六三七）大河内金兵衛が譲原等の村々に初めて賦課したことから始まり、以後寛文元年（一六六一）の伊奈半左衛門忠克の年貢割付状まで断続的にみられるもので、この後期だけの新しい臨時税である。

高外納率は三分から七分程度であったが、今までの史料によると、高外納の賦課される年には損免引がなかつた。したがつて、高外納のある年は本途からの引は川欠等の諸引だけで、特別大きな諸引がない限り本途の永高年貢率はこの時期には九割九分と、ほぼ十割に達し、高外納を加えると、確実に永高高辻を越えたのである。大河内金兵衛の跡を継いだ代官頭伊奈半十郎忠治や伊奈半左衛門忠克は

この新規の高外納を臨時に賦課することによって元の永高高辻を越える年貢の徴収を可能としたわけで、高外納のある年の二口合年貢率は三村とも一〇割から一〇割六分程度の年貢賦課率であった。高外納は永高法の下での年貢増徴策であったが、その増徴の程度は第二期のものと比べればまだまだ低いものであった。

3、第三段階〔第二期（寛文七年～正徳一年頃）〕

この期間は、幕府代官伊奈左門が年貢を増徴するために石高高辻に基づく石高厘取法へと年貢徴収政策を大きく転換した時期である。伊奈左門の徴収した年貢は特別に損免の多い寛文八年以外はどの年も元の永高高辻を越えるものであつた。それでも、譲原村の永高年貢率をみると、前半の寛文年間は一割三分（一一三%）から一二割五分程度であつたが、後半の延宝年間に入ると一四割から最高一五割一分の高率にまで上昇した。三波川村もほぼ同様であつたが、下山村では延宝四年の一六割一分を記録している。

先述の通り、伊奈左門による永高高辻から石高高辻への転換は大二倍までの年貢の増徴を可能にする年貢増徴策であったが、伊奈左門とその後継代官たちは事実その通りの厳しい年貢の増徴を実現しているのである。譲原村等三村は、慶長四年（一五九九）の伊奈備前守忠次から元禄三年（一六九〇）の佐原三右衛門までは同一の代官支配地に属していたが、元禄四年以後は別個の代官によつて支配されることとなつた。この時期がまたちょうど石高厘取法（永高

損免法併用方式)から石高厘取法(諸引石高方式)、又は一石当取

永法(諸引石高方式)(三波川村)への転換期であった。そこで、

それぞれの代官が競い合うように一層年貢を増徴し、永高年貢率は

讓原村では代官岡田太夫の元禄八・十年の一五割五分、三波川村

では代官依田五兵衛の元禄五年の一七割一分、下山村では代官平岡

次郎右衛門と池田新兵衛の元禄四・五年の一八割五分が最高であつ

た。元禄期の代官たちの年貢徵収がいかに激しく厳しいものであつ

たかが分かるのである。

4、年貢の未進と減免願

以上のように伊奈左門の実施した石高高辻による石高厘取法は村方の百姓たちにとっては厳しく負担の重いものであった。そのため村々では年貢の未進が相次いだ。表2の第一期の永高損免法の時代は三村とも全部年内に皆済されているのに對し、第二期の石高厘取法の時代になると、三村の年貢請取状の日付と割付年の項とを比較してみると分かるように、年を越し、あるいは数年後にやっと皆済している状態なのである。

讓原村では寛文四辰年の年貢を同十成年八月九日、延宝三卯年の年貢を同五巳年二月二十日に、三波川村では寛文四辰年の年貢を同十戌年八月三日に、同五巳年の年貢を同九酉年正月二十六日に、寛文十二年から延宝四年までの年貢を数年遅れに、下山村では寛文四辰年のものが寛文十成年七月二十八日、同七未年の年貢を同十戌年

七月二十二日に皆済するという状況であった。

代官伊奈左門の手代持福甚左衛門はこのような年貢未進金の催促状を三波川村名主伝左衛門に発給している。

史料18 延宝九年三波川村年貢未進金催促状⁽⁵⁾

覺

一、永九拾六貫九百五拾五文

申御年貢納込

但、口錢共

内

永九貫七百式拾壹文

桂漆ニ而納

金六拾六兩ハ

夏成金冬金納

残永式拾壹貫式百三拾四文 未進

右之未進金早々取立納可被申候、金子納次第本皆済手形ニ此証文引替可被申候、仍如件

延宝九年酉ノ五月十一日

持福甚左衛門印

三波川名主

伝左衛門殿

これによると、延宝八申年の九六貫余の年貢の内の二一貫文余(二一%)が翌九酉年五月十一日の時点で未進であったので催促しているのであるが、この未進金はようやく十月四日の年貢請取状で皆済(表2イ参照)となっているのである。

こうした中で百姓たちは年貢の減免を訴えている。

史料19

三波川村の年貢減免願下書⁽⁶⁾

上野国山中領之内三波川村本高永五十八貫仁百八拾三文之高辻

ニ而御座候、御伊奈左門殿御代官以後年々に御年貢上り、今程

者九十四貫文者御定納仕候故、百姓指詰り罷在候處、去年中水

損ニ合、御訴訟申上候得共一円御用捨無御座、毎年之通り御年

貢御かけ被成申候、三分壱ハ未進致罷在所ニ、去春中殊之外石

物高直故、身を売、子共をうり、下人之うり、一衣着取あつめ

しち物ニ置、様々命過仕候故、未進御年貢御催促所之御代官よ

り被成候得共、今ニ調不申候、惣而三波川村之儀者山高谷ふか

く細谷ニ而作場ニ平烟無御座、さかしき烟計ニ而大雨嵐ニおし

はかされ、石地ニ而石物被取不申、薪かやなどをうり命過致來

り申候、山家住居之所ニ御座候、只今之通り御年貢御定納申候

者、百姓たゞえ申を罷成間敷と存、御訴状指上ヶ申候、御慈悲

奉仰付候、仍如件

この訴状下書によると、三波川村の本高は永五十八貫二八三文の高

辻であったが、伊奈左門代官以後年々年貢が上り、今は九四貫文程

にもなり、百姓たちは生活に差し詰っている。去年水害もあったの

で減免を願い出たが、全く何の用捨も無く、毎年の通り年貢を課け

て来るので三分の一は未進の状態である。百姓たちは、自分の身を

売り、子供を売り、下人を売つてようやく生活している状況なので、

代官より年貢を催促されても調達できないと窮状を訴えているので

ある。伊奈左門の元の永高より最大二倍までの年貢徴収を可能とす

る石高高辻に基づく石高厘取法による年貢の徴収が百姓たちにとつ

ていかに苛酷なものであつたかを裏付けているのである。

(五) まとめ

天正十八年（一五九〇）徳川家康が関東の新領国を治めるに当たり、代官頭伊奈忠次や大久保長安等は上野国緑野郡の中大塚・譲原・三波川・下山等の村々に対し、天正十九年（一五九一）・文禄三年（一五九四）・慶長三年（一五九八）と繰返し検地を実施し、改出しによる村高の増額と年貢の増量を図った。伊奈忠次は、特に慶長三年の永高検地の田畠屋敷の合計永高（生産高ではなく、年貢高）を村々の高辻として確定し、翌慶長四年から毎年年貢割付状を発給、村々から一定の年貢を確実に徴収する体制を確立する年貢徴収政策を実施して徳川氏・幕府の財政的基礎を固めた。

代官頭伊奈忠次に始まる年貢割付状の特徴は村の高辻を永高で表記すること（第一期）と、百姓の取分として損免引を認めていること（永高損免法）である。その年貢徴収法は年により次の四型式で表記された。

A型 永高高辻＝当納（年貢高）

A₁型 永高高辻—損免引＝残（当納）

A₂型 永高高辻—諸引＝残（当納）

A₃型 永高高辻—（損免引十諸引）＝残（当納）

しかし、これらは別個のものではなく、損免率から年貢高を求めるこれらに共通したA型の基本計算式は次のように一括される。年

により損免引や諸引を行うか否かによつて年貢割付状上の表記型式が異なるのである。

$$\text{年貢高} = \frac{\text{永高高辻} - \text{諸引}}{1 + (1 \times \text{損免率})}$$

しかし、これでは永高高辻を越える年貢を徵収することができなかつたので、寛永十四年（一六三七）大河内金兵衛は新たに本途以外の高外納を賦課する永高損免法（高外納方式）によつて、初めて慶長三年検地に基づく永高高辻を越える年貢を徵収する増徵政策をとり始めたが、それはまだ永高高辻の一〇割から一〇割四分程度のものであった。ところが、寛文四年（一六六四）幕府代官の支配替

が行われ、譲原等の村々が代官頭伊奈家の代々の支配から代官伊奈左門等の支配に移つたことから事情が変つてきた。

新代官伊奈左門は、寛文四・五年は代官頭伊奈家の年貢徵収政策を継承して永高損免法（浮役臨時方式）を用いた。また、寛文六年には永高高辻を基準にしながらも永一貫文＝五石替で換算した石高を併記する新表記、永高石高併記を採用したが、なおこの年はまだ年貢徵収法は永高損免法（浮役臨時方式）によるという過渡的なものであった。

ところが、寛文七年（一六六七）になると、伊奈左門は村高の表示を石高高辻（第一期）に変更、石高を基準に永高を併記する様式（石高永高併記）を確立するとともに、年貢徵収法も年貢高＝永高×五石＝石高高辻×年貢率＝此取石高・二石五斗＝此取永高－（損

免引+諸引）＝残永高+浮役臨時という石高厘取法（永高損免法併用方式）による新方法を採用した。この新方法は伊奈左門の独創ではなく、すでに寛永十三年（一六三六）に幕府代官市川孫右衛門が高麗之郷に実施していたものであつたが、永高を石高高辻に替える時は永一貫文＝五石替、此取石高を此取永高に戻す時は二石五斗＝永一貫文とするものであつたため、元の永高高辻の二倍の永高までが、年貢賦課の基準となり得るもので、年貢を倍増することが可能となつた。事実寛文・延宝期の年貢割付状によつて元の永高高辻に対する年貢高の割合をみると、一四割から一六割が恒常的に賦課されることとなつた。さらに、慶長四年（一五九九）から元禄三年（一六九〇）まで同一の代官によつて支配されていた譲原等三村が元禄四年（一六九一）から個別の代官の支配を受けるようになると、年貢徵収法も石高厘取法（永高損免法併用方式）から石高厘取法（諸引石高方式）、又は一石当取永法（諸引石高方式）（三波川村）へ変えられ、代官たちは競い合うかのように年貢を増徵し、元の永高高辻に対する年貢高の割合は一七割から一八割という高額に達した。このため村々は重い年貢の負担に難渋し、寛文・延宝期から年貢の未進が続発し、年貢の減免を嘆願するほどとなつた。しかし、代官たちは用捨することもなく、厳しく未進金の納入を催促し、年貢を徵収したのであつた。

註

- (1) 『八潮市史研究』第9号、平成3年
- (2) 川鍋定男「近世前期関東における検地と徵租法」昭和55年（『近世神奈川の地域的展開』昭和61年）
- (3) 大館右喜「徳川幕府直領における近世初期検地帳の研究」（『国史学』72・73合併号、昭和35年（『幕藩制社会形成過程の研究』昭和62年）、山田武磨「近世初期における徳川検地とその名請人」昭和35年、「近世山村における本百姓の形成と家抱—武藏国秩父郡太田部村の場合」昭和39年（『上州近世史の諸問題』昭和55年）、和泉清司「近世初期関東における永高制について（上・下）」武藏を中心とした『埼玉地方史』第10・11号、昭和56年）（『徳川幕府成立過程の基礎的研究』平成7年）、児玉典久「近世前期武藏幕領における伊奈氏の徵租法と年貢收取」（埼玉県立文書館『文書館紀要』第5号、平成3年）、川鍋定男註（2）前掲論文、高見沢保「緑野郡三波川村永高制検地と近世初期年貢割付の変遷について」（『群馬文化』25号、平成10年）、佐藤孝之「西上州幕領における永高検地と年貢收取」（『群馬歴史民俗』第19号、平成10年）
- (4) 以下に利用する三村の史料は、全て譲原村は「山田松雄家文書」（鬼石町譲原）、三波川村は「飯塚馨家文書」（鬼石町三波川）の原本（群馬県立文書館寄託）及び写真版（同館所蔵）、下山村は「黒沢建広家文書」の写真版（同館所蔵）による。
- (5) 「山田松雄家文書」
- (6) 大河内孫十郎と大河内金兵衛は使用している花押と印判（印文は久綱）が同一であることから同一人物であり、久綱のことであると分かる。なお、「新訂寛政重修諸家譜」（続群書類從完成会）第四の三九二頁では、大河内久綱を「孫太郎 金兵衛」としている。（傍点は筆者）
- (7) 近世初期の年貢割付状や検地目録等には損免引の他に「夫免引」があるが、これについては川鍋定男氏が註（2）前掲論文で解明されている。
- (8) 佐藤孝之氏は註（3）前掲論文で、「損免は災害等による引高とは異なる。近世初期上武幕領における伊奈氏の年貢徵収政策とその後の変遷（一）（小澤）
- (9) 萩原龍夫・杉山博編『新編武州古文書』上、六七三頁。また、武藏国東部の新開開発に当たって、伊奈忠次・忠治は寺院に対しては「朱印地」、在地土豪層に対しては宛名に「苗字」を付けた上に「屋敷分」「名主役」等の特権を付与、開發百姓に対しては「諸役不入」や「鋏下年季」「種貸し」等の保護策を施して百姓を懷柔し、徳川氏の支配権を貫徹させている例がある。拙稿「近世初期武藏国東部における伊奈氏の新田開発政策」（『埼玉地方史』第2号、昭和51年）
- (10) 伊奈左門も寛文四・五・八・十年に「畠免」を引いているが、寛文八年の年貢割付状では譲原村等三村の畠免は「日損畠免」とあるので、これは干害による減免と考えられる。
- (11) 『神奈川県史』資料編6近世(3)、五七二頁。このような例は、天正二十年三月二十五日付の相模國大中郡上落合郷（厚木市）の「御繩打取積」（同書二三九頁）にもみられる。
- (12) 『静岡県史』史料編10近世二、一〇九頁。このような例は、同日付の伊豆国田方郡牧之郷（静岡県田方郡修善寺町）の「わり付之事」（同書一一〇頁）にもみられる。
- (13) 『大滝村誌』資料編二、四九頁
- (14) 「山田松雄家文書」
- (15) 後述する武藏国秩父郡大滝村の寛永十五年（一六三八）十月二十九日付の年貢割付状（『大滝村誌』資料編二、四九頁）では、永高高辻十高外納（B型）という型式がある。
- (16) 佐藤孝之氏の註（3）前掲論文の表9による。以後、本稿の表1ウ下山村年貢割付状にない年度については佐藤氏の表9による。
- (17) 『新編埼玉県史』資料編17近世8、七九頁
- (18) 三波川村の飯塚馨家文書「慶長四亥年より御割付取永写」では寛文三年について「御割付相見不申」と記し、秩父郡野巻村の逸見家文書「御割付写」（埼玉県立文書館）では「寛文式年寅・寛文三卯年 右両御割付写」

なり毎年控除されている」とされているが、特にその性格については論じていない。

付不相渡候」と記している。しかし、秩父郡大滝村と三沢郷には伊奈半左衛門忠克の寛文二年十一月七日付の年貢割付状（『大滝村誌』資料編二、五〇頁。『皆野町誌』資料編三、二七頁。）がある。

(19・20) 「山田松雄家文書」

(21) 「山田松雄家文書」等の文書の原本・写真版（群馬・埼玉両県立文書館）等による。今まで慶長三年検地帳とされていた大渕ノ村と慶長六年とされていた黒谷村のものは、「三、武藏国秩父郡の場合」で詳述するが文禄三年のものと推考される。

(22) 「山田松雄家文書」

(23・24) 「飯塚馨家文書」

(25・27) 「山田松雄家文書」

(28) 「太田市史」史料編近世1、一六九頁
「群馬県史」資料編12近世4、三一九頁

(29) 「山田松雄家文書」

(30) 小林小五郎家文書（藤岡市中大塚）（群馬県立文書館）。この検地が大久保長安検地か、伊奈忠次検地か、今のところはつきりしない。

(31) 緑野郡の村々に対する天正十九年検地の実施について、先学諸氏は未だ誰も取り上げていない。佐藤氏が疑問とされる文禄三年の大久保

検地帳に一段記載のものと、二段記載のものとがある理由は天正十九年検地の実施を考えれば明確になる。すなわち、天正十九年検地の実施された村々の文禄三年検地帳は二段記載であり、天正十九年検地が未実施で、文禄三年が初検地の村々の検地帳は一段記載と考えられる。

(32) 「山田松雄家文書」

(33) 厩取法には、相模国津久井県与瀬村（神奈川県津久井郡相模湖町）の慶長四年十月五日付の伊奈備前守忠次の年貢割付状（神崎彰利編『南関東近世初期文書集』(1)、一八一頁）にみられる永高基準の厘取法（永高厘取法と呼ぶ）と、相模国濱綾郡中里村（同県中郡二宮町）の慶長九年十月二十日付の伊奈備前守忠次の年貢割付状（『神奈川県史』資料編6近世(3)、二九九頁）にみられる石高基準の厘取法（石高厘取法と呼ぶ）があるので両者を区別しておく。

(34) 元禄四年の譲原村の年貢割付状では、浮役を「紙舟役」、臨時を「絹綿紙壳出シ」とし、この後に「右納次第」として桂・大豆・漆・金納

の明細を記載している。後掲の史料10を参照。

(35・36) 「山田松雄家文書」

(37・38) 「飯塚馨家文書」

(39) 「山田松雄家文書」

(40) 新井家文書の寛文二年六月二十日「武州秩父郡太田部村御検地水帳」（埼玉県立文書館）、この検地は伊奈忠克によるもので、等級別反別を記載しているが、依然永高検地である。永高から石高への転換は、永

一貫文Ⅱ五石替によっている。
（41）木村礎編『封建村落』昭和33年、三六頁、寛文二・四年の検地で、永高から石高への転換が図られた。

(42) 「神奈川県史」資料編6近世(3)、五七二頁

(43) 同前書 三三九頁

(44) 堀口家文書（埼玉県立文書館）

(45) 「断家譜」第一（続群書類從完成会）、五六頁。及び『町田市史史料集』第六集、五三三頁

(46) 「高野家文書」には、寛永元年十二月二十八日付の大河内与兵衛が

発給した秩父郡大宮村（秩父市）宛の年貢請取状がある。（柿原謙一編『秩父地域絹織物史料集』六頁）

(47) 「山田松雄家文書」

(48) 譲原村の寛文十年の年貢請取状によると、本途永五四貫三九二文の内の金納永四三貫三九七文は、實際には金四三両壹分と鑑五八八文で納入されている。

(49) 武藏国秩父郡太田部村の新井家文書や野巻村の逸見家文書（いづれも埼玉県立文書館）

(50) 木村礎編『封建村落』八五頁

(51) 「山田松雄家文書」

(52・53) 「飯塚馨家文書」

表1-7 譲原村年貢割付状 第1期 (慶長4年~寛文6年)

◎型 年	月・日	永高高辻 A	引 永 高		殘永高 B	◎永高年貢率 $\frac{A}{A+B}$	高外納 C	二口合 B+C	◎二口合年貢率 $\frac{B+C}{A+B+C}$	小物成D		納合 B+D	納合年貢率 $\frac{B+D}{A+B+D}$	代官名
			損 免	損免率						浮 徒	臨 時			
1A ₁ 慶長4亥 10. 3	54,428 9,071	0.20	45,357 0.83											伊奈備前守
〃 5子 10.15	54,428 6,684	0.14	47,744 0.87											〃
〃 8卯 10.26	54,428 5,832	0.12	48,596 0.89											〃
〃 9辰 9.17	54,428 3,561	0.07	50,867 0.93											〃
〃 12未 9.23	54,428 5,832	0.12	48,596 0.89											〃
〃 13申 11.13	54,428 6,262	0.13	48,166 0.88											〃
〃 14酉 10.24	54,428 5,828	0.12	48,600 0.89											〃
〃 16亥 11.17	54,428 3,080	0.06	51,348 0.94											成瀬権左衛門
〃 17子 11.10	54,428 4,028	0.08	50,400 0.92											〃
〃 18丑 12.15	54,428 7,100	0.15	47,328 0.86											〃
〃 19寅 11.16	54,428 3,560	0.07	50,868 0.93											〃
1A ₃ 元和元卯 10.28	54,428 6,656	0.14	47,542 0.87											大河内孫十郎
1A ₁ 〃 8戌 10.16	54,428 3,561	0.07	50,867 0.93											〃
1A ₃ 寛永元子 11. 7	54,428 0,537	0.01	150 0.98											〃
1A ₁ 〃 2丑 11. 3	54,428 1,585	0.03	52,843 0.97											〃
〃 4卯 11. 6	54,428 2,093	0.04	52,335 0.96											大河内金兵衛
〃 5辰 11. 7	54,428 4,032	0.08	50,396 0.92											〃
〃 7午 7.22	54,428 2,592	0.05	51,836 0.95											〃
〃 8未 8.19	54,428 3,081	0.06	51,347 0.94											〃
〃 11戌 9.15	54,428 3,081	0.06	51,347 0.94											〃
〃 12亥 9.10	54,428 5,832	0.12	48,596 0.89											〃
〃 13子 10.18	54,428 4,948	0.10	49,480 0.90											〃

表1-ア 謹原村年貢割付状 第2期-その1 (寛文7年~元禄7年)

※型	年	月・日	永 A	石高 高辻 a	石高年貢率 <small>a/b</small>	此取石高 b	此取永高 b	引 水 高			残永高 B	※永高年貢率 <small>B/A</small>	小物成 D			納合年貢率 <small>B+D/A</small>	代官名	
								損	免	捐免率			諸引	浮 徒	臨 時			
2A.1	寛文7末	11.15	54,428	272,140	0.56	154,770	61,908				33	61,875	1.13	2,436	1,490	65,801	1.20	伊奈左門
〃	〃 8申	霜.15	54,428	272,140	0.56	154,770	61,908	13,750	(203,750)	33	48,125	0.88	2,436	1,490	52,051	0.95	〃	
〃	〃 9酉	10.25	54,428	272,140	0.59	162,508	65,003			33	64,970	1.19	2,436	1,490	68,896	1.26	〃	
〃	〃 10戌	霜.8	54,428	272,140	0.59	162,508	65,003	3,200	(0.0518)	33	61,770	1.13	2,436	1,490	65,696	1.20	〃	
〃	〃 11亥	霜.18	54,428	272,140	0.61	167,508	67,003			789	66,214	1.21	2,436	1,490	70,140	1.28	〃	
〃	〃 12子	霜.15	54,428	272,140	0.67	184,258	73,703			33	73,670	1.35	2,436	1,490	77,596	1.42	〃	
〃	延宝元丑	霜.20	54,428	272,140	0.68	185,180	74,072			33	74,039	1.36	2,436	1,490	77,965	1.43	〃	
〃	〃 3卯	10.25	54,428	272,140	0.71	194,440	77,776			33	77,743	1.42	2,436	1,490	81,669	1.50	〃	
2A.2	〃 4辰	霜. -	54,428	272,140	0.74	(203,025)	81,210			33	81,177	1.49	2,436	1,490	85,103	1.56	〃	
〃	〃 5巳	12. 5	54,428	272,140	0.75	(206,775)	82,710			33	82,677	1.51	2,436	1,490	86,603	1.59	〃	
〃	〃 6午	□.□	54,428	272,140	0.75	(206,775)	82,710			33	82,677	1.51	2,436	1,490	86,603	1.59	〃	
〃	〃 7未	霜.15	54,428	272,140	0.75	(206,775)	82,710			6,133	76,577	1.40	2,436	1,490	80,503	1.47	〃	
〃	〃 8申	11.15	54,428	272,140	0.70	(191,500)	76,600			30	76,570	1.40	2,436	1,490	80,491	1.47	〃	
〃	天和元酉	11. -	54,428	272,140	0.72	(197,595)	79,038			30	79,008	1.45	2,436	1,490	82,934	1.52	間瀬貢太夫衛門	
〃	貞享元子	11. -	54,428	272,140	0.76	(209,042)	83,617			30	83,587	1.53	2,436	1,490	87,513	1.60	佐原三右衛門	
〃	〃 2丑	11. -	54,428	272,140	0.74	(203,792)	81,517			30	81,487	1.49	2,436	1,490	85,413	1.56	〃	
〃	〃 3寅	11. -	54,428	272,140	0.76	(209,042)	82,817			30	82,787	1.52	2,436	1,490	86,713	1.59	〃	
〃	〃 4卯	11. -	54,428	272,140	0.76	(209,042)	82,817			30	82,787	1.52	2,436	1,490	86,713	1.59	〃	
2A.3	元禄4末	11. -	54,428	272,140	0.76	(209,442)	83,777			30	(83,747)	1.53	2,436	1,490	87,703	1.61	山川金右衛門	
〃	〃 7戌	11. -	54,428	272,140	0.77	(210,492)	84,197			30	(84,167)	1.54	2,436	1,490	88,123	1.61	〃	

納合の項の△印は、原本にこの年の納合が記載されていることと、その後にある「右納次第」を省略したことを示す。

表1-ア 譲原村年貢割付状 第2期-その2 (元禄8年~正徳2年)

※ 型	年	月・日	永 A	高 石高尚社	諸引石高 a	残石高 a	※ 石高年貢率 $\frac{a}{A}$	小物成D		納合 B+D	※ 御合年貢率 $\frac{B+D}{A}$	代官名		
								此取石高 b	此取永高 B					
2 B ₁	元禄8支	11.--	54,428	272,140	4,150	271,990	0.77	(211,335) ^a	84,534	1,55	2,436	1,490 [△]	84,460 [△]	
〃	9子	11.--	54,428	272,140	150	271,990	0.74	202,185	80,874	1,48	2,436	1,490	84,800	
〃	10丑	10.--	54,428	272,140	150	271,990	0.77	(211,335)	84,534	1,55	2,436	1,490 [△]	88,460	
2 B ₂	15午	11.--		272,140	4,430	267,710	0.64	(171,335)	68,534	1,25	2,436	1,490 [△]	72,460	
2 B ₁	16未	11.--	54,428	272,140	4,430	267,710	0.64	(171,335)	68,534	1,25	2,436	1,490 [△]	72,460	
〃	宝永6丑	11.--	54,428	272,140	3,280	268,860	0.68	(184,842)	73,937	1,35	2,436	1,490 [△]	77,863	
2 B ₂	正徳元卯	11.--		272,140	150	271,990	0.66	(180,190)	72,076	1,32		2,436	1,490 [△]	76,002
〃	2辰	11.--		272,140	150	271,990	0.68	(186,992)	74,797	1,32		2,436	1,490 [△]	78,723
											1,44			

表1-イ 三波川村年貢割付状 第1期（慶長4年～万治3年）

※型	年	月・日	水高計 A	引 水 高		殘水高 B	※永貢率 $\frac{B}{A}$	高外納 C	二口合 B+C	※二口合貢率 $\frac{C}{B+C}$	小 物 成 D		納 合 ※B+D	納合貢率 $\frac{D}{B+D}$	代官名	
				損 免	損免率						諸 引	浮 徒	臨 時			
1 A ₁	慶長10巳	9. 17	58.183	15.083	0.35	43.100*	0.74									伊奈備前守
"	" 11午	10.10	58.183	4.310	0.08	53.873	0.92									"
"	" 12未	9. 23	58.183	7.222	0.14	50.963	0.87									"
"	" 13申	11.13	58.183	8.454	0.17	49.729	0.85									"
"	" 14酉	10.24	58.183	8.454	0.17	49.729	0.85									"
"	" 15戌	霜 25	58.183	8.454	0.17	49.729	0.85									酒井・七郎左衛門 杉浦五郎右衛門 成瀬種左衛門
"	" 17子	閏10.10	58.183	5.290	0.10	52.893	0.90									
"	" 18丑	12.15	58.183	8.453	0.17	49.730	0.85									"
"	" 19寅	11.16	58.183	4.804	0.09	53.379	0.91									"
1 B ₂	寛永16卯	10. -	58.183			59	0.99	2.325*	(0.04)	60.449	1.03					伊奈半十郎
"	" 18巳	10. -	58.183			59	0.99	1.744	(0.03)	59.808	1.02					"
1 A ₃	" 19午	霜 -	58.183	11.625	(0.250)	59	0.99	0.79								"
"	正保3戌	□.11	58.183	11.625	0.20	59	0.79									"
1 A ₂	慶安元子	霜 .9	58.183			59	0.99									"
"	承応2巳	霜 .3	58.183			59	0.99									伊奈半左衛門
1 B ₂	" 3午	11. 3	58.183			2.544	0.95	2.782	(0.05)	58.421	1.00					"
"	明暦2申	10.11	58.183			59	0.99	2.782	(0.048)	60.906	1.04					"
1 A ₃	" 3酉	10.25	58.183	3.000 (0.0542)		59	0.94									"
"	万治3子	霜 .2	58.183	5,500 (0.104594)		99	0.90									"

表1-イ 三波川村年貢割付状 第2期—その1 (寛文8年～元禄3年)

◎型	年	月・日	永 A	高 石高 a	石高當社 a	石高年貢率 $\frac{a}{b}$	此取石高 b	此取永高 b	引 永 高		残水高 B	◎永高年貢率 $\frac{B}{A}$	小物成 D	納合	◎納合年貢率 $\frac{B+D}{A}$	代官名		
									損 免	損免率								
2 A ₁	寛文8年			58,283	291,415	0.60	175,358	70,143	21,000	(0.42818)	99	49,044	0.84	3,432	2,168	54,644	0.93 (伊奈左門)	
〃	〃 10月			58,283	291,415	0.61	180,618	72,247	3,600	(0.052517)	99	68,548	1.17	(3,432)	(2,168)	74,148	1.27 (〃)	
2 A ₂	延宝7年			58,283	291,415	0.81	(237,135)	94,858				6,649	88,209	1.51	(3,432)	(2,168)	93,809	1.60 (〃)
〃	貞享4卯	11. -		58,283	291,415	0.80	(233,725)	93,490				99	93,391	1.60	3,432	2,168	98,891	1.69 佐原三右衛門
〃	元禄元辰	11. -		58,283	291,415	0.80	(235,600)	94,240				99	94,151	1.61	3,432	2,168	99,741	1.71 "
〃	〃 2巳	11. -		58,283	291,415	0.82	(239,350)	95,740				94	95,646	1.64	3,432	2,168	101,246	1.73 "
〃	〃 3午	11. -		58,283	291,415	0.82	(241,225)	96,490				99	96,391	1.65	3,432	2,168	101,991	1.74 "

表1-イ 三波川村年貢割付状 第2期—その2 (元禄4年～元禄16年)

◎型	年	月・日	永 A	高 石高 a	石高當社 a	石高年貢率 $\frac{a}{b}$	此取石高 b	此取永高 b	1石当額取高 永高年貢率 $\frac{A}{B}$		浮 役	臨 時	B + D	納 合	納合年貢率 $\frac{B+D}{A}$	代官名
									浮 役	臨 時						
2 B ₁	元禄4未	10. -	58,283	291,415	石 495	290,920	0.84	(244,373)	97,749	(336)	1.67	3,432	2,168	(103,349)	1.77 平岡次郎右衛門	
2 C	〃 5申	11. -	(58,283)	291,415	495	290,920	0.85	(249,465)	99,786	343	1.71	3,432	2,168	105,386	1.80 依田五兵衛	
〃	〃 6酉	11. -		58,283	291,415	495	290,920	0.81	(233,555)	95,422	328	1.63	3,432	2,168	101,022	1.73 "
〃	〃 7戌	11. -		58,283	291,415	495	290,920	0.81	(238,555)	95,422	328	1.63	3,432	2,168	101,022	1.73 下嶋甚右衛門
〃	〃 8亥	11. -		58,283	291,415	495	290,920	0.81	(238,555)	95,422	328	1.63	3,432	2,168	101,022	1.73 "
〃	〃 9子	11. -		58,283	291,415	495	290,920	0.81	(238,555)	89,603	308	1.53	3,432	2,168	95,203	1.63 "
2 B ₁	〃 15午	10. -		58,283	291,415	2,575	288,840	0.61	(180,525)	72,210	(250)	1.23	3,432	2,168	(79,610)	1.36 雨宮勘兵衛
〃	〃 16未	10. -		58,283	291,415	2,575	288,840	0.66	(192,390)	76,956	(266)	1.32	3,432	2,168	(84,350)	1.44 "

納合の項の△印は、納合の後にある「右納次第」を省略したこと示す。

表1-ウ 下山村年貢割付状 第1期 (慶長16年～寛文6年)

◎型	年	月・日	永高高社 A	引 永 高			残永高 B	◎永高年貢率 $\frac{B}{A}$	高外納 C	高外納率 B+C	小 物 成 D			◎納合年貢率 $\frac{B+D}{A}$	成瀬權左衛門 代官名	
				損 免	損免率	諸 引					浮 役	臨 時				
1 A. ₁	慶長16亥	11.17	117,126 [*]	6,626 [*]	0.06		110,500 [*]	0.94								成瀬權左衛門
"	" 18丑	12.15	117,126	15,277	0.15		101,849	0.86								"
"	" 19寅	11.16	117,126	7,662	0.07		109,464	0.93								"
"	元和元卯	10.28	117,126	14,384	0.14		102,742	0.87								大河内孫十郎
1 A. ₃	寛永9申	霜.15	117,126	28,281	0.32	468 [△]	88,377	0.75								大河内金兵衛
"	" 10酉	霜.10	117,126	7,632	0.07	468	109,026	0.93								"
1 B. ₂	" 14丑	霜.15	117,126				846	116,280	0.99	4,361 [*]	(0.0375)	120,641 [*]	1.03			"
1 C. ₃	寛文4辰	霜.15	117,141	1,500 (0.01312)		1,328	114,313	0.97					6,373 [*]	10,265 [*]	130,951 [*]	1.11 伊奈左門
"	" 5巳	霜.15	117,141	2,000 (0.01757)		1,328	113,813	0.97					6,374	10,264	130,451	1.11 "
1 C. ₂	" 6午	霜.15	117,141			1,328	115,813	0.98					6,374	10,264	132,451	1.13 "
			1,328 [△]	630 [△]												

残永高の項の△印は、「此内式貢三百四拾文、高ニ付半分引ニ御公儀より御赦免候」と註記されていることを示す。

永高高社の項の▲は、「内拾五文改出シ、辰より高ニ入」と註記されていることを示す。

表1-ウ 下山村年貢割付状 第2期—その1（寛文7年～元禄3年）

◎型	年	月・日	永 A	高 石高 a	高 石高 付 a	◎ 石高年 率 $\frac{a}{b}$	此取石高 b	此取永高 b	引 永 高			残永高 B	◎ 永高年 率 $\frac{B}{A}$	小 物 成 D	納 合	◎ 総合年 率 $\frac{B+D}{A}$	代官名
									損	免	損免率						
2 A ₁	寛文7末	11.15	117,141 [*]	585,630 [†]	0.57	339,623 [‡]	135,849 [‡]	29,906 [‡]	(0.28579)	1,328	104,621	0.89	6,374	10,265	121,250	1.03	〃
〃	〃 8申	霜 15	117,141	585,705	0.57	339,623	135,849	29,906 [‡]	(0.28579)	1,328	104,621	0.89	6,374	10,265	121,250	1.03	〃
〃	〃 10戌	霜 8	117,141	585,705	0.61	360,000	144,000	9,325 [‡]	(0.06475)	1,328	133,347	1.13	6,374	10,265	149,986	1.28	〃
〃	〃 11亥	霜 18	117,141	585,705	0.63	374,500	149,800			1,579	148,221	1.26	6,374	10,265	164,860	1.40	〃
〃	延宝2寅	霜 15	117,141	585,705	0.74	434,950	173,980			1,322	172,708	1.47	6,374	10,265	189,347	1.61	〃
2 A ₂	〃 4辰	霜 15	117,141	585,705	0.81	(476,8575)	190,743			1,322	189,421	1.61	6,374	10,265	206,060	1.75	〃
〃	天和元酉	11. —	117,141	585,705	0.84	(494,8925)	197,957			1,579	196,378	1.67	6,374	10,265	213,017	1.81	間瀬支太夫 松田
〃	貞享元子	11. —	117,141	585,705	0.86	(509,450)	203,780			1,579	202,251 [‡]	1.72	6,374	10,265	218,890	1.86	佐原三右衛門
〃	元禄3午	11. —	117,141	585,705	0.87	(514,700)	205,880			1,579	204,301	1.74	6,374	10,265	220,940	1.88	〃

残永高の項の△印は、この内「永五拾文 寅之改出し」と註記されていることを示す。

表1－ウ 下山村年貢割付状 第2期—その2（元禄4年～元禄5年）

※型	年	月・日	永高 A	石高 高辻	諸引石高	残石高 a	石高年貢率 $\frac{b}{a}$	此取石高 b	此取永高 B	※ 永高年貢率 $\frac{B}{A}$	小物成D		納合	※ 納合年貢率 $\frac{B+D}{A}$	代官名
											浮役	臨時			
2 B ₁	元禄4年 未	10. -	117,191 ^五 _五	585,955 ^五 _五	7,895 ^五 _五	578,060 ^五 _五	0.93	(543,140) ^五 _五	217,256 ^五 _五	1.85	6,374 ^五 _五	10,265 ^五 _五	(243,895) ^五 _五	1.99	平岡次郎右衛門
〃	〃 5年 未	11. -	117,191 ^五 _五	585,955 ^五 _五	7,895 ^五 _五	578,060 ^五 _五	0.93	(543,140) ^五 _五	217,256 ^五 _五	1.85	6,374 ^五 _五	10,265 ^五 _五	233,895 ^五 _五	1.99	池田新兵衛

納合の項の△印は、納合の後にある「右納次第」を省略したことと示す。

註

(1) 表1－アの譲原村は「山田松塲家文書」(鬼石町譲原)、イの三波川村は「飯塚馨家文書」(鬼石町三波川)の原本(群馬県立文書館寄託)及び写真版(同館所蔵)、ウの下山村は「黒沢建広家文書」(万場町万場)の写真版(同館所蔵)による。

(2) ④の付いていない項目とその数値は年貢割付状によるが、()内の数値は筆者が補充したものである。

(3) ④を付けた項目は筆者が設定したものであり、その数値は筆者が算出したものである。各年貢率は小数点第3位以下を切り捨てて表示した。

(4) 型区分は次の通りである。各型の下線部分が年貢割付状の基本的な記載項目である。

1 A₁ = 第1期 A₁型 永高高辻 - 諸引 = 残 (当納)

1 A₂ = 第1期 A₂型 水高高辻 - (諸引 + 諸引) = 残 (当納)

1 A₃ = 第1期 A₃型 水高高辻 - (諸引 + 諸引) = 残 (当納)

1 B₁ = 第1期 B₁型 永高高辻 - 諸引 = 残 (有高) + 高外納 = 二口合 (当納)

1 B₂ = 第1期 B₂型 永高高辻 - 諸引 = 残 (有高) + 浮役臨時 = 納合 (当納)

1 C₁ = 第1期 C₁型 永高高辻 - (諸引 + 諸引) = 残 (有高) + 浮役臨時 = 納合 (当納)

1 C₂ = 第1期 C₂型 水高高辻 - (諸引 + 諸引) = 残 (有高) + 浮役臨時 = 納合 (当納)

2 A₁ = 第2期 A₁型 永高 × 5石 = 石高高辻 × 年貢率 = 此取石高 ÷ 2石 5斗 = 此取永高 - (諸引 + 諸引) = 残永高 + 浮役臨時 = 当納合年貢高

2 A₂ = 第2期 A₂型 永高 × 5石 = 石高高辻 × 年貢率 = 此取石高 ÷ 2石 5斗 = 此取永高 - 諸引 = 残永高 + 浮役臨時 = 当納合年貢高

2 A₃ = 第2期 A₃型 水高 × 5石 = 石高高辻 × 年貢率 = 此取石高 ÷ 2石 5斗 = 此取永高 - 諸引 = 残永高 + 浮役臨時 = 当納合年貢高

2 B₁ = 第2期 B₁型 永高 × 5石 = 石高高辻 - 諸引石高 = 残石高 × 年貢率 = 此取石高 ÷ 2石 5斗 = 此取永高 + 浮役臨時 = 当納合年貢高

2 B₂ = 第2期 B₂型 永高 × 5石 = 石高高辻 - 諸引石高 = 残石高 × 年貢率 = 此取石高 ÷ 2石 5斗 = 此取永高 + 浮役臨時 = 当納合年貢高

2 C = 第2期 C型 水高 × 5石 = 石高高辻 - 諸引石高 = 残石高 × 1石 当取永高 = 此取永高 + 定納 (浮役臨時) = 当納合年貢高

表2-ア 譲原村年貢請取状 第1期 [永高高社54賀428文(A)]

年 月・日	本			途			※ 金納率 $\frac{b}{B}$	本途合 B	※ 本途合 金納率 $\frac{b}{A}$	臨 時	浮 役	合 納合 B+D	※ 納合 金納率 $\frac{B+D}{A}$	發給役人		
	綿本代納	漆 納	此 漆	桂 納	此 桂	金納 b										
寛永16卯 12.29	1,398	10,794	15,420	88	440	44,835	0.78	57,115	○ 1.04	424	200	866	2,030	406	3,926 61,041	1.12 大河内与兵衛
〃 19午 極.20	1,398	10,794	15,420	102	510	31,144	0.71	43,438	○ 0.79	424	200	866	2,030	406	3,926 47,364	0.87 〃
〃 20未 12.-	1,398	10,794	15,420	204	1,020	36,016	0.74	48,412	○ 0.88	424	200	866	2,030	406	3,926 52,338	0.96 〃
正保4亥 極. -	1,398	10,794	15,420	204	1,020	36,560	0.74	48,956	○ 0.89	424	200	866	2,030	406	3,926 52,882	0.97 〃
承応2巳 極. -	1,398	10,794	15,420	204	1,020	39,278	0.76	51,674	○ 0.94	424	200	866	2,030	406	3,926 55,600	1.02 〃
万治元戌 極. -	-	10,794	15,420	204	1,020	38,397	0.77	49,395	○ 0.90	424	200	866	2,030	406	3,926 53,321	0.97 大河内与兵衛 小島庄右衛門
〃 2亥 極. -	-	10,794	15,420	204	1,020	34,866	0.76	45,894	○ 0.84	424	200	866	2,030	406	3,926 49,790	0.91 〃
寛文元丑 極. -	-	10,794	15,420	204	1,020	45,897	0.80	56,895	○ 1.04	424	200	866	2,030	406	3,926 60,821	1.11 〃

表2-ア 譲原村年貢請取状 第2期 [永高高社54賀428文(A)]

年 月・日	割付年	畠方本途 B	※ 本途年貢率 $\frac{b}{A}$	〔 内 漆 納		此 漆	桂 納	此 桂	金納 b	※ 金納率 $\frac{b}{B}$	小 物 成			※ 納合 B+D	※ 納合 年貢率 $\frac{B+D}{A}$	※ 年貢率 $\frac{B+D}{A}$	発給役人
											浮 役	臨 時	※ 合 D				
寛文5巳 12.25	已寛文5)	53,895	0.99	10,794	15,420	204	1,020	(42,835)	0.79	2,436	1,490	3,926	57,821	1.06	飯田治右衛門		
〃 8申 極.25	申(〃8)	48,125	0.88	10,794	15,420	204	1,020	(37,127)	0.77	2,436	1,490	3,926	52,051	0.95	義輪忠左衛門		
〃 10戌 8.9 (〃4)	54,395	0.99	10,794	15,420	204	1,020	43,397	0.79	2,436	1,490	3,926	58,321	1.07	持福院右衛門 持福院左衛門			
								此金43兩3分 錢588文									
延宝5巳 2.20	卯(延宝3)	77,743	1.42	10,794	15,420	204	1,020	(66,745)	0.85	2,436	1,490	3,926	81,669	1.50	義輪忠左衛門		
元禄8亥 5.-	本途B 年貢率 $\frac{b}{A}$	84,197	1.54	2,436	1,490	88,123	1.61	石 288	1,680	石 288	88,803				池田新兵衛 代助		

表2-1 三川村年貢請取狀 第1期 [永高高辻58貫673文(慶長4-同8)、58貫183文(寛文2-寛文元)(A)、58貫283文(寛文2-元禄16)]

年	月・日	本				送	時	浮	役	合	納合	給付率	発給役人							
		繪本代納	漆	船	此					本送合	本送合	B+D	金納率							
寛永16卯	12.29	1,971	9,502	13,575	92	460	48,884	0.80	60,449	○	1.03	620	326	1,221	2,860	572	5,599	66,048	1.13	大河内与兵衛
〃18巳	極.28	1,971	9,502	13,575	218	1,090	48,177	0.80	59,868	○	1.02	620	326	1,221	2,860	572	5,599	65,467	1.12	〃
〃19午	極.20	1,971	9,502	13,575	109	545	34,917	0.75	46,499	○	0.79	620	326	1,221	2,860	572	5,599	52,098	0.89	〃
〃20未	12.-	1,971	9,503	13,575	218	1,090	40,038	0.77	51,730	0.88	620	326	1,221	2,860	572	5,599	57,329	0.98	〃	
〃21申	極.27	1,971	9,503	13,575	218	1,090	39,457	0.77	51,149	0.87	620	326	1,221	2,860	572	5,599	56,748	0.97	〃	
正保2酉	極.晦	1,971	9,503	13,575	218	1,090	49,338	0.80	61,030	○	1.04	620	326	1,221	2,860	572	5,599	66,629	1.14	〃
〃3戌	極.一	1,971	9,503	13,575	218	1,090	34,807	0.74	46,499	0.79	620	326	1,221	2,860	572	5,599	52,098	0.89	〃	
〃4亥	極.一	1,971	9,503	13,575	218	1,090	40,592	0.77	52,311	0.89	620	326	1,221	2,860	572	5,599	57,910	0.99	〃	
慶安元子	極.一	1,971	9,503	13,575	218	1,090	46,432	0.79	58,124	0.99	620	326	1,221	2,860	572	5,599	63,723	1.09	大河内内伝之丞	
〃2丑	極.30	1,971	9,503	13,575	218	1,090	48,176	0.80	59,868	○	1.02	620	326	1,221	2,860	572	5,599	65,467	1.12	大河内守惣兵衛
〃3寅	極.一	1,971	9,503	13,575	218	1,090	48,176	0.80	59,868	○	1.02	620	326	1,221	2,860	572	5,599	65,467	1.12	〃
〃4卯	極.一	1,971	9,503	13,575	218	1,090	50,501	0.81	62,193	○	1.06	620	326	1,221	2,860	572	5,599	67,792	1.16	〃
承応元辰	極.一	1,971	9,503	13,575	218	1,090	37,713	0.76	49,405	0.84	620	326	1,221	2,860	572	5,599	55,004	0.94	〃	
〃2巳	極.一	1,971	9,503	13,575	218	1,090	46,432	0.79	58,124	0.99	620	326	1,221	2,860	572	5,599	63,723	1.09	〃	
〃3午	極.一	—	9,503	13,575	218	1,090	48,700	0.83	58,421	○	1.00	620	326	1,221	2,860	572	5,599	64,020	1.10	〃
明暦元未	極.一	—	9,503	13,575	218	1,090	51,185	0.84	60,906	○	1.04	620	326	1,221	2,860	572	5,599	66,505	1.14	大河内内守惣兵衛 小島庄右衛門
〃2申	極.一	—	9,503	13,575	218	1,090	51,185	0.84	60,906	○	1.04	620	326	1,221	2,860	572	5,599	66,505	1.14	大河内内守惣兵衛 小島庄右衛門
〃3酉	極.一	—	9,503	13,575	218	1,090	45,403	0.82	55,124	0.94	620	326	1,221	2,860	572	5,599	60,723	1.04	〃	
万治元戌	極.一	—	9,503	13,575	218	1,090	42,403	0.81	52,124	0.89	620	326	1,221	2,860	572	5,599	57,723	0.99	〃	
〃2亥	極.一	—	9,503	13,575	218	1,090	39,916	0.80	49,637	0.85	620	326	1,221	2,860	572	5,599	55,236	0.94	〃	
〃3子	極.一	—	9,503	13,575	218	1,090	42,863	0.81	52,584	0.90	620	326	1,221	2,860	572	5,599	58,183	1.00	〃	
寛文元丑	極.一	—	9,503	13,575	218	1,090	50,863	0.83	60,584	○	1.04	620	326	1,221	2,860	572	5,599	66,183	1.13	〃

表2-イ 三波川村年貢請取状 第2期 [永高高辻58貫283文(寛文2年以後)(A)]

年	月・日	割付年	畠方本途 B	※ 本途年貢率 A	内 漆納	此 漆	莊 納	此 莊	金納 b	※ 金納率 B	小 物 成			※ 納合年貢率 B+D A	発給役人	
											浮 役	臨 時	※ 合 D			
寛文7寅	正.27	午(寛文6)	58,184	0.99	9,503	13,575	218	1,090	(48,463)	0.83	3,432	2,167	5,599	63,783	1.09	伊奈左門代 義輔忠左衛門
〃 8申	極.25	申(〃 8)	49,044	0.84	9,503	13,575	218	1,090	(39,323)	0.80	3,432	2,167	5,599	54,643	0.93	〃
〃 9酉	正.26	巳(〃 5)	57,384	0.98	9,503	13,575	218	1,090	(47,663)	0.83	(3,432)	(2,167)	△ 5,599	62,983	1.08	飯田治右衛門
〃 10戌	極.25	酉(〃 9)	72,148	1.23	9,503	13,575	218	1,090	(62,427)	0.86	3,432	2,168	5,600	77,748	1.33	伊奈左門代 義輔忠左衛門
〃 11亥	極.25	亥(〃 11)	74,149	1.27	9,503	13,575	218	1,090	(64,428)	0.86	3,432	2,168	5,600	79,749	1.36	〃
延宝2寅	7. 9	子(〃 12)	85,285	1.46	9,503	13,575	218	1,090	(75,564)	0.88	3,432	2,168	5,600	90,885	1.55	〃
〃 3卯	2. 14	丑(延宝元)	86,151	1.47	9,503	13,575	218	1,090	(76,430)	0.88	3,432	2,168	5,600	91,751	1.57	〃
〃 5巳	2. 20	寅(〃 2)	86,151	1.47	9,503	13,575	218	1,090	(76,430)	0.88	3,432	2,168	5,600	91,751	1.57	〃
〃 5巳	2. 20	卯(〃 3)	90,464	1.55	9,503	13,575	218	1,090	(80,743)	0.89	3,432	2,168	5,600	96,064	1.64	〃
〃 5巳	12. 21	辰(〃 4)	94,459	1.62	(9,503)	(13,575)	(218)	(1,090)	(84,738)	0.89	3,432	2,168	5,600	100,059	1.71	持福甚左衛門
〃 6午	3. 7	巳(〃 5)	94,759	1.62	(9,503)	(13,575)	(218)	(1,090)	(85,038)	0.89	3,432	2,168	5,600	100,359	1.72	〃
〃 6午	12. 28	午(〃 6)	94,759	1.62	(9,503)	(13,575)	(218)	(1,090)	(85,038)	0.89	3,432	2,168	5,600	100,359	1.72	〃
〃 8申	10. 10	未(〃 7)	88,209	1.51	(9,503)	(13,575)	(218)	(1,090)	(78,488)	0.88	3,432	2,168	5,600	93,809	1.60	持福甚左衛門
〃 9酉	10. 4	申(〃 8)	96,955	1.66	9,503	(13,575)	218	(1,090)	(87,234)	0.89	3,432	2,168	5,600	102,555	1.75	〃
		本途B	※本途年 A	紙糊綿代 (浮役)	綿糊紙亮出 (膳等)	※合 D	統合 B+D	※合年 A	内 漆納	莊 納	此 莊	此 豆納	殘承高	六尺給米	口 永	
貞享2丑	7. 10	子(貞享5)	94,731	1.62	3,432	2,168	5,600	100,331	1,72	9,503	218	175	90,435			佐原三右衛門代 西沢武右衛門
〃 3寅	6. 24	丑(〃 2)	91,541	1.57	3,432	2,168	5,600	97,141	1.66	9,503	218	175	87,245	石 379	3,011	〃
〃 4卯	2. -	寅(〃 3)	90,591	1.55	3,432	2,168	5,600	96,191	1.65	9,503	218	175	86,295	365	-	〃
〃 4卯	12. -	卯(〃 4)	93,391	1.60	3,432	2,168	5,600	98,991	1.69	9,503	218	175	89,095	-	-	〃

小物成合の項の△印は、原本にこの年だけ「浮役納」として、浮役と臨時を合算した数値が記載されていることを示す。

表2-4 下山村年貢請取狀 第1期 [永高高社117貫126文(慶長4~寛文3)(A)]

年 月・日	本 逃 内 訖				金納率 $\frac{B}{A}$	本途合 B	(※) 本途率 $\frac{B}{A}$	臨 時			浮 役	合 納 B+D	(※) 納合 金率 $\frac{B+D}{A}$	發給役人		
	総本代納 7,786	漆 此 漆 桂 納 此 桂 金納 b	金納 率 $\frac{B}{A}$	綿ノ割 紙ノ割 綿ノ割 紙ノ割				綿ノ割 紙ノ割 綿ノ割 紙ノ割	綿ノ割 紙ノ割 綿ノ割 紙ノ割	綿ノ割 紙ノ割 綿ノ割 紙ノ割						
寛永6卯 12.29	7,786	7,466	10,666	190	0.87	122,296	○ 1.04	3,044	2,394	4,826	5,311	1,063	16,638	138,924	1.18 大河内与兵衛	
〃19午 極.20	7,786	7,466	10,666	219	1.095	75,543	0.83	91.014	0.77	3,044	2,394	4,826	5,311	1,063	16,638	107,652 0.91 〃
〃20未 12. -	7,786	7,466	10,666	438	2.190	85,642	0.84	101.332	0.86	3,044	2,394	4,826	5,311	1,063	16,638	117,970 1.00 〃
〃21申 極.27	7,786	7,466	10,666	438	2.190	85,642	0.84	101.332	0.86	3,044	2,394	4,826	5,311	1,063	16,638	117,970 1.00 〃
正保3戌 極. -	7,786	7,466	10,666	438	2.190	83,046	0.84	98.736	0.84	3,044	2,394	4,826	5,311	1,063	16,638	115,374 0.98 〃
慶安3寅 極. -	7,786	7,466	10,666	438	2.190	103,955	0.86	119.645	○ 1.02	3,044	2,394	4,826	5,311	1,063	16,638	136,283 1.16 大河内与兵衛
明暦2申 極. -	7,466	10,666	438	2,190	113,922	0.93	121,826	○ 1.04	3,044	2,394	4,826	5,311	1,063	16,638	138,464 1.18 小島庄右衛門	
〃3酉 極. -	-	7,466	10,666	438	2,190	103,256	0.92	111,160	0.94	3,044	2,394	4,826	5,311	1,063	16,638	127,798 1.09 〃
万治元戌 極. -	-	7,466	10,666	438	2,190	90,256	0.91	98,160	0.83	3,044	2,394	4,826	5,311	1,063	16,638	114,898 0.98 〃
〃2亥 極. -	-	7,466	10,666	438	2,190	97,594	0.92	105,438	0.90	3,044	2,394	4,826	5,311	1,063	16,638	122,136 1.04 〃
〃3子 極. -	-	7,466	10,666	438	2,190	90,894	0.91	98,798	0.84	3,044	2,394	4,826	5,311	1,063	16,638	115,436 0.98 〃

表2－ウ 下山村年貢請取状 第2期 [永高高辻117賈141文 (寛永4年以後) (A)]

年 月・日	割付年	畠方本達 B	※ 本達年貢率 $\frac{B}{A}$	〔内 漆納 〕	此 漆	往 納	此 往	金納b	※ 金納率 $\frac{b}{B}$	小 物 成			※ 納合年貢率 $\frac{B+D}{A}$	発給役人
										浮 役	臨 時	※ 合 D		
寛文8申 極.25	申(寛文8)	104,621	0.89	7,466	10,665	438	2,190	(96,717)	0.92	6,374	10,265	16,639	121,260	1.03 伊奈左門代 義忠左衛門
〃9酉 極.25	酉(〃9)	142,672	1.21	7,466	10,666	438	2,190	(134,788)	0.94	6,374	10,265	16,639	159,311	1.35 〃
〃10戌 7.22	未(〃7)	134,521	1.14	7,466	10,665	438	2,190	126,617	0.94	6,374	10,264	16,638	151,159	1.29 飯田治右衛門
〃10戌 7.28	辰(〃4)	114,313	0.97	7,466	10,660	438	2,190	106,409	0.93	6,374	10,264	16,638	130,951	1.11 飯田治右衛門 持富八左衛門
〃10戌 極.25	戌(〃10)	133,347	1.13	7,466	10,666	438	2,190	(125,443)	0.94	6,374	10,265	16,639	149,986	1.28 伊奈左門代 義忠左衛門
延宝2寅 7.19	子(〃12)	170,942	1.45	7,466	10,666	438	2,190	(163,038)	0.95	6,374	10,265	16,639	187,581	1.60 〃

註

- (1) 表2－アの譲原村は「山田松雄家文書」(鬼石町譲原)、イの三波川村は「飯綱馨家文書」(鬼石町三波川)の原本(群馬県立文書館寄託)及び写真版(同館所蔵)、ウの下山村は「黒沢建広家文書」(万場町万場)の写真版(同館所蔵)による。
- (2) (※)の付いていない項目とその数値は年貢請取状によるが、()内の数値は筆者が補充したものである。
- (3) (※)を付けた項目は筆者が設定したものであり、その数値は筆者が算出したものである。各年貢率は小数点第3位以下を切り捨てて表示した。
- (4) 第1期本達年貢率 $\frac{B}{A}$ 欄中の○印は、譲原村等三村の年貢割付状に高外納が賦課されている年であることを示す。
- (5) 第1期・第2期とも本達年貢率と納合年貢率の分母Aは各村の永高高辻を示す。